

第4回 横浜市税制調査会

日時：平成25年3月27日（水）午前10時00分～正午

場所：市庁舎2階応接室

1. 開会

10:00

2. 議題

10:00～11:25

- (1) 課税自主権の活用上の考え方について（資料1）
- (2) 住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について（資料2）
- (3) 指定都市と道府県との関係における税制度のあり方について（資料3・4）

3. 報告事項

11:25～12:00

- (1) 横浜みどりアップ計画の推進について（24年度の事業・取組の進捗状況、26年度以降の緑施策）（資料5）

4. 閉会

12:00

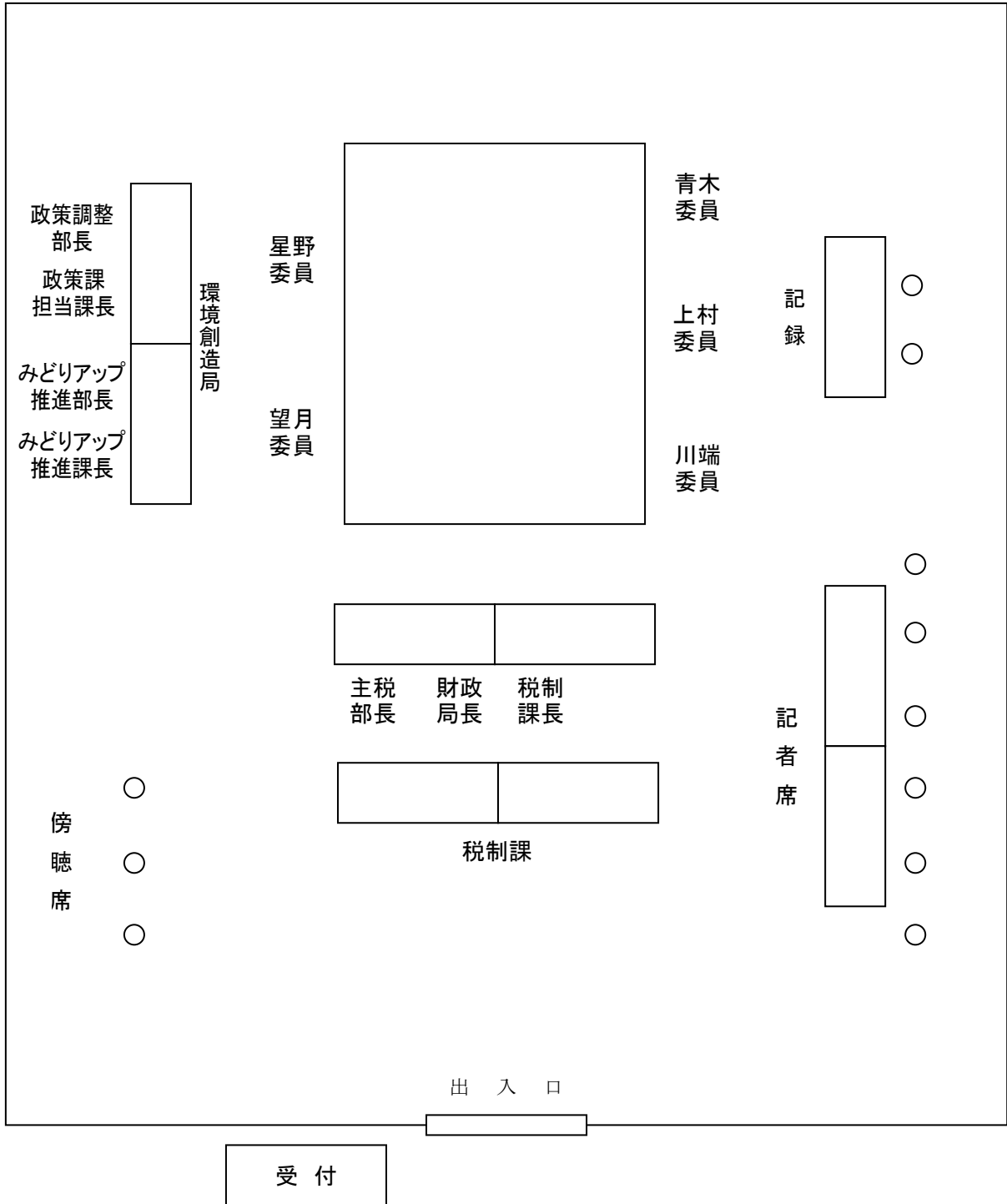
平成 24 年度 横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学学術院 国際総合科学群教授
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科教授
柴 由 花	明海大学 不動産学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

【第4回横浜市税制調査会 座席表】

平成 25 年 3 月 27 日(水) 10 時 00 分から正午まで
市庁舎 2 階 応接室



資 料

(課税自主権の活用上の考え方について)

(住民自治の確立に向けた地方税制度改革
に対する横浜市の考え方について)

平成25年3月27日(水)

横浜市財政局

残された論点について

1. 法定外税の新設・変更への国の関与に対する考え方

- (1) 「同意を要しない協議制」とすることで良いか。
- (2) 課税後に違法となった場合の対応等、事後規制は問題があるのではないか。
- (3) 法定外税の三要件について見直しが必要か。

2. 税率についての課税自主権の拡大について

- (1) 法人市民税の制限税率について
- (2) 住民税所得割の税率について

3. 地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に対する考え方

- (1) 市町村が納税相談や申告書の收受を行うことについて
- (2) 役割拡大が進むのであれば、市町村は課税団体となるべきか。

<案>

横浜市の政策目標の実現に向けた
課税自主権の活用上の諸課題等について
(中間整理)

平成 25 年 月 日

横浜市税制調査会

目次

はじめに	3
第1 課税自主権の活用上の考え方について.....	4
1 検討の経過等	4
(1) この課題を取り上げる理由.....	4
(2) 検討方法	5
2 財源確保策として課税自主権を活用する場合.....	6
(1) 財源確保策としての税制.....	6
(2) 課税自主権活用の具体的手法.....	6
(3) 具体的活用にあたっての留意事項.....	7
(4) まとめ	12
3 特定施策誘導策として課税自主権を活用する場合.....	13
(1) 特定施策誘導策としての税制.....	13
(2) 課税自主権活用の具体的手法.....	13
(3) 課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項（税の重課）.....	13
(4) 課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項（税の軽減）.....	14
(5) まとめ	17
第2 住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について.....	19
1 検討の経過等	19
2 法定外税の新設・変更への国の関与に対する考え方.....	20
(1) 現行の三要件に対する考え方.....	20
(2) 国の関与の見直しの方向性.....	20
3 税率についての課税自主権の拡大について.....	22
(1) 標準税率・超過課税.....	22
(2) 制限税率	22
(3) 一定税率	22
(4) 標準税率未滿で課税を行う場合の財政上の措置について.....	23
4 地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に対する考え方.....	24
おわりに	25

はじめに

P

平成 25 年 月 日

横浜市税制調査会

座長 青木 宗明

委員 上村 雄彦

委員 川端 康之

委員 柴 由花

委員 星野 菜穂子

委員 望月 正光

第1 課税自主権の活用上の考え方について

1 検討の経過等

(1) この課題を取り上げる理由

- 課税自主権の活用については、平成12年の地方税法改正、すなわち、法定外普通税の新設・変更に係る国の許可制度が廃止され同意を要する協議制へ移行されたこと、及び、住民の受益と負担の明確化や課税の選択の幅を広げる観点から法定外目的税を創設することができること等に伴い、全国の地方公共団体において議論が活発化した。
- 横浜市では、具体的な課税自主権の活用として、これまで、勝馬投票券発売税、横浜みどり税、新築された省エネルギー対策住宅に係る都市計画税の減額、企業立地促進税制などを検討・実施してきたが、これらの税制の策定にあたっては、横浜市税財政制度懇話会（平成13～15年度）、横浜市税制研究会（平成19～23年度）などにおいて、個別の政策課題ごとに検討がされてきた。
- 具体的には、
 - ・ 施策誘導手段としての税制（課税免除・不均一課税）活用のあり方について（平成15年4月）
 - ・ 法定外税のあり方について（平成15年8月）
 - ・ 緑の保全・創造に向けた課税自主権活用に関する中間報告（平成19年12月）
 - ・ 緑の保全・創造に向けた課税自主権の具体的活用に関する意見（平成20年6月）
 - ・ 緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告（平成20年8月）
 - ・ 地球温暖化対策等に寄与する政策税制についての中間報告（平成23年7月）
 - ・ 「企業立地に係る税制の活用について」に係る意見書（平成23年12月）といった報告書等がまとめられており、これらに基づいてそれぞれの政策実現のために税制が活用されてきたところである。
- こうした中、最近では、地方分権（地域主権改革）の実現のための国・地方間の税源配分の是正や地方公共団体の恒常的な財源不足などを背景に、その財源確保のために税制を活用する意見や、地方公共団体における企業誘致や経済活性化などの個別の政策課題の克服のために税制を活用する事例などが話題にのぼることも多い。
- また、本市においても、企業立地促進税制、横浜みどり税、地球温暖化対策等に寄与する税制などについて課税自主権の活用を行っているところであるが、今後、これらの税制の検証作業を引き続き行っていくとともに、時限措置として構想しているものについての期限到来後の取扱いについても検討を進める必要が生じる。
- そこで、税制の活用の問題点や考え方等について、これまでの具体的な議論も踏まえた上で、改めて課税自主権の活用上の考え方として再整理・再確認を行うこととした。

(2) 検討方法

- 今回の検討方法としては、これまでの検討が、企業立地促進誘導手段としての税制や、緑の保全・創造に向けた税制など、個別の政策課題ごとに整理されたものあったことを踏まえ、より一般的な視点から整理することとし、具体的には、課税自主権の活用の目的・手法別といった切り口で考えていくこととする。

- 課税自主権の活用の目的としては、まず、新たな税負担を創設し、これにより確保した財源を用いて地方公共団体の特定政策の実現を目指すといった、財源の確保があるとともに、一定の条件を満たすものに対して税負担を軽減したり、逆に一定の条件を下回るものに新たな税負担を課すこと等による特定施策への誘導が考えられる。

- こうしたことを踏まえ、課税自主権の活用を目的別に、「財源確保策として課税自主権を活用する場合」と「特定施策誘導策として課税自主権を活用する場合」とに大別し、その具体的手法を掲げるとともに、それぞれの留意事項を整理する。

2 財源確保策として課税自主権を活用する場合

(1) 財源確保策としての税制

- 「財源確保策として課税自主権を活用する」とは、特定施策の実施のための財源確保ということであり、すなわち、実施したい政策があるもののその財源が不足している場合に、当該施策の財源確保を目的とした税制ということである。

- なお、地方公共団体の財源そのものが不足しているために標準的な行政サービスが実施できないこととなっている場合に、そのための財源を税制により確保するということも考えられる。しかし、こうした財源不足に対しては、まず、地方交付税等の財政調整制度にて対応すべき問題であり、地方税で対応すべきではない。

(2) 課税自主権活用の具体的手法

- 財源確保策として課税自主権を活用する場合の手法としては、税収を増加させて財源を確保することが主目的であるため、
 - ・ 既存課税税目の超過課税¹
 - ・ 法定外税²の創設といった、「税の重課」がその手法となることが基本である。

- 両者は、納税義務者に対して税の重課を求めるものであるが、税理論の根拠としては異なるものである。

すなわち、ある施策に対して上乗せ的な施策のための財源確保であれば超過課税の手法を用いたり、既存の施策に当てはまらない新たな政策課題が生じた際の財源確保であれば法定外税を用いたりするなど、課税自主権を活用する理由・目的や、受益と負担の関係性など課税根拠と公平性等を総合的に考慮しながら、手法を選択しなければならないこと。

- また、超過課税と法定外税は、どちらも税の重課によって財源を確保することから、どちらの手段を用いるのかということが問題となるが、これは、財源確保の目的としての政策の内容によって大きく異なるものであり、一般論として定義づけることは難しい面があると言わざるをえない。

¹ いわゆる超過課税とは、標準税率を超えた税率により課税することである。標準税率とは「地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率」（地方税法第1条第1項第5号）である。なお、市税のうち標準税率が規定され超過課税の対象となる税目は市民税・固定資産税の普通税である。

² 法定外税とは、法で定められている税目以外に、地方自治体が新たに独自に条例によって導入する税である。法定外税を新設・変更するためには、総務大臣との事前協議を経て、その同意を得なければならない。なお、その同意を得るにあたっては、総務大臣が不同意とすることができる要件として、① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、③ ①・②のほか国の経済施策に照らして適当でないことが定められている（地方税法第671条、第733条）。

(3) 具体的活用にあたっての留意事項

- 超過課税と法定外税は、どちらも税の重課によって財源を確保するものであるが、前述のとおり、両者の仕組みや性質は異なっているものであるため、それぞれの税制の構築にあたって求められる留意事項も異なってくるものである。
- しかし、税の重課を行うという意味では、税制の構築にあたって、合理的・公平な課税根拠が必要であることは言うまでもないことであるし、税収の使途についても法定の有無に関わらず受益と負担の関係は明確にされなければならない。
- したがって、以下に示すアからコまでの留意事項については、超過課税と法定外税の明確な区別はつけずに（もちろん法定外目的税のみに該当する留意事項であるというような場合にはその旨を明記した上で）述べることとした。

ア 施策の重要性

- 税は、政策目的実現のための財源確保手段の一つであるから、課税自主権の活用を考える前に、ある政策課題に対してどのような施策が行われるかということが重要である。この政策の重要性や政策の目的・内容が明確でなければ、税の議論に入れない。
- 税制を政策的に活用することが許される場合であっても、税ありきの議論が行われてはならない。具体的な税制案を検討する前に、まず、課税自主権を活用すべきなのか否か等を判断しなければならない。政策目的を実現するためには、課税自主権の活用以外にも様々な手法が存在する中で、あえて課税自主権の活用を選択するには、それ相応の理由が必要である。
- 法定外税については、いわゆる政策税制として法定外税をとらえた場合、対象となる施策の目的、理由、必要性などが、説明すべき事項として非常に重要である。
また、政策的な法定外税を活用する場合には、実施する施策の必要性が最も重要であるため、その内容について、税以外の手段の有無や既存施策との区別などを含めて十分な検討を行うべきである。
- 政策課題に対して、過去の様々な施策が実施されてきたにも関わらず、いまだ課題が残っており、その解決のために課税自主権を活用する場合には、それら講じられてきた施策について十分検証することが必要である。その上にたつて、本当に効果がある施策を重点的に行っていくことを前提にしたうえで、税はその政策を側面からサポートする位置づけである。

市民に対して新たな税負担を求める場合には、標準的な税負担によってまかなう標準的な施策や事業以上に、なぜ新たな施策を行っていく必要があるのか、それによってどのような効果がえられるのかといった点を整理しておく必要がある。

あらためて言うまでもなく、税は政策目的実現のための手段であり、税を構想する上で、どのような施策を行うかが重要である。

特に、市民に対して新たな税負担を求める場合には、標準的な税負担によってまかなう施策や事業以上に、なぜ新たな施策を行っていく必要があるのか、それによってどのような効果がえられるのかといった点について詳細な説明を行う必要がある。

今回は、緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用について検討を行うものであるが、これまでも緑の保全・創造に向け様々な施策が実施されてきたにもかかわらず、緑は減り続けてきた。

これまで行ってきた施策について十分検証し、そのうえに立って、本当に効果がある施策を重点的に行っていくことが重要であり、税はそれを側面からサポートする位置づけにある。

緑の機能や役割、守っていく必要性は、一般的にはよく理解できるものであるが、市民の納得をえるためには、達成目標の設定や、その効果の検証をしっかりと行う必要があり、単にイメージや情緒的な側面から「緑」を論じるだけでは、具体的な負担について合意をえることはできない。市民に新たな負担を求めてまで、なぜ、新たな施策を行っていく必要があるのかということについて、合理的あるいは科学的な視点からの説明を重ねていくことが不可欠である。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

全国標準的な公共サービスは、標準的な税負担によってまかなわれると考えられている。財源確保のために新たな税負担を求めるには、市民ニーズに対応した横浜市固有のサービスなど、全国標準的な公共サービスを越える事業を行うことが前提となる。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

イ 財政状況の説明・行財政改革等の取組

- 特に新たな市民負担を検討するにあたっては、横浜市の財政状況と行財政改革等の取組に対する理解と納得が欠かせない。行政が徹底的に歳出見直しを行った上で、なお納税者に負担を課す必要があることを明確に示す必要がある。
- 既存事業の「選択と重点化」や実施手法の効率化など徹底的な見直しによる財源捻出に加え、行財政改革、寄附の拡充等による新たな財源確保といった内部努力が必要である。あわせて、市民の納得が得られるよう、わかりやすく示していくことが必要である。さらに、新たな負担による財源と、既存財源によってまかなう事業との差異等についても、十分納得のいく説明を行うことが必要である。

課税自主権の活用の一つとして、特に新たな市民負担を検討するにあたっては、横浜市の財政状況と行財政改革等の取組に対する理解と納得が欠かせない。

財政状況が一般的に厳しいことは理解できるが、既存事業の「選択と重点化」や実施手法の効率化など徹底的な見直しによる財源捻出に加え、行財政改革、寄附の拡充等による新たな財源確保といった内部努力について、市民の納得がえられるようわかりやすく示していくことが必要である。加えて、新たな負担による財源と、既存財源によってまかなう事業との差異等についても、十分納得のいく説明を行うことが必要である。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

- 新たな市民負担の検討には、行政が徹底的に歳出見直しを行った上で、なお納税者に負担を課す必要があることを明確に示す必要がある。
- 財源確保を目的とした法定外税を創設する場合や超過課税を仕組む場合には、創設等の前提として、まず行政側が徹底的に歳出の見直しを行った上、なお、納税者に負担を課す必要のあることを明確に示すことが求められる。

ウ 税制案検討の基本的事項

- 特定施策の実施のための財源確保のための税制を検討するにあたっては、その対象となる特定施策への関連性に応じて税負担を求めることが合理的である。

すなわち、法定外税を活用する場合は、税収の使途を特定施策の実施に限定した法定外目的税として、原因者負担または受益者負担的な税負担を求める方向で検討を行っていくこととなる。

また、既存課税税目の超過課税を活用する場合には、その超過分の税収の使途を特定施策の実施に限定する等、受益と負担の関係性を明確にした上で検討されなければならない。

特定施策の実施のための財源確保を目的とする場合は、対象となる特定施策への関連性に応じて税負担を求めるのが合理的である。このような法定外税は、税収の使途を特定施策の実施に限定した法定外目的税として検討することが望ましい。

法定外目的税は、受益と負担の関係の明確化を図るという観点から、地方分権一括法による地方税法の改正において創設されたものであり、この点からみると原因者負担、受益者負担的な税負担を求める方向で検討を行っていくことがふさわしいと考えられる。

<法定外税のあり方について>

- 法定外税を構想する場合に最も大切なことは、課税の根拠を明確にすることである。すなわち、いかなる理由で、誰が、どのような行為について、どのくらい税を負担する必要があるのかを合理的に説明できなければならない。

法定外税を構想する場合に最も大切なことは、課税の根拠を明確にすることである。すなわち、いかなる理由で、誰が、どのような行為について、どのくらい税を負担する必要があるのかを合理的に説明できなければならない。

課税の根拠さえ明確であれば、最適な課税客体・納税義務者・徴収方法・税率などもおのずと明らかになるのである。

<法定外税のあり方について>

エ あらゆる活用方策（選択肢）の検討

- 課税自主権の検討にあたっては、最初から特定の策（手法）に絞らずに、すべての手法を検討し、市民にとって最も適切な方策を選択することが必要。

課税自主権の具体的な活用方策（手法）としては、

- ・ 特定施策の財源確保に向けた新税（既存課税税目への超過課税、法定外税）
- ・ 税制自体のインセンティブを活用した新税（法定外税）
- ・ 施策誘導を目的とした税負担の軽減

が考えられるが、これらの全てを検討し、市民にとって最も適切な方策を選択することが必要。

市民に対して新たな税負担を求める可能性がある以上、最初から特定の案に絞って議論していくことは適当でない。

課税自主権の具体的な活用方策としては、①施策に必要となる財源確保に向けた新税（既存法定税目への超過課税、法定外税）、②税制自体のインセンティブを活用した新税（法定外税）、③施策誘導を目的とした税負担の軽減が考えられるが、これらの全てを検討し、市民にとって最も適切な方策を選択することが必要である。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

オ 施策等の市民説明

- 行政は市民（納税者）に対しその政策についてのアカウンタビリティ（説明責任）を果たすことが求められている。政策税制の場合、対象となる施策の目的、理由、必要性などが、説明すべき事項として非常に重要であり、これらの点について十分な説明と、理解を得ることが必要である。
- 施策実現の手法として税制措置を講ずる場合、情報公開等により市民への説明責任を果たすよう努め、そのうえで、常に施策に対する点検、評価を行い、税制措置等の有効性及び必要性について十分に検証し市民に周知する必要がある。
- 税の負担の側面からみると、公平性が市民にとって最も重要であり、誰が、どのように、どのくらい負担するか、は合理的に示すことが必要である。

あらためて言うまでもなく、税は政策目的実現のための手段であり、税を構想する上で、どのような施策を行うかが重要である。（略）

緑の機能や役割、守っていく必要性は、一般的にはよく理解できるものであるが、市民の納得をえるためには、達成目標の設定や、その効果の検証をしっかりと行う必要があり、単にイメージや情緒的な側面から「緑」を論じるだけでは、具体的な負担について合意をえることはできない。市民に新たな負担を求めてまで、なぜ、新たな施策を行っていく必要があるのかということについて、合理的あるいは科学的な視点からの説明を重ねていくことが不可欠である。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

カ 時限的手法の必要性

- 課税の実施時期について、課税の影響の範囲を考慮する必要があり、また社会経済状況の変化や、納税者の負担、課税の目的となる施策の必要性などについて見直しをする機会を保障するため、原則として一定の期限を定めて課税を行うことが望ましい。時限的な手法をとることにより、定期的に検証を行い、見直しや継続の判断を行うことも可能となる。

新たな税負担を求める場合は、その負担によって実施する施策の効果等の検証が重要となる。そのため、恒久的な措置とするのではなく、例えば5年間といった時限的手法をとるなど、定期的に検証を行う仕組みをあらかじめ設けていくことが適当である。その期間内に評価をしっかりと行い、そのうえで、見直しを行うか、継続するか判断を行うことが可能となる。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

課税を行う期間については、まずその実施時期について、課税の影響の範囲を考慮する必要があり、また、社会経済状況の変化や、納税者の負担、課税の目的となる施策の必要性などについて見直しをする機会を保障するため、原則として一定の期限を定めることが望ましい。

<法定外税のあり方について>

税の軽減措置を講じる場合においては、経済社会情勢の変化によっては、その有効性・必要性が弱まることもあるため、軽減措置は最も効果があると考えられる期間に限った、一時的な時限措置としたうえで、常に効果についての検証を行わなければならない。

<施策誘導手段としての税制（課税免除・不均一課税）活用のあり方について>

キ 使途の明確化の必要性

- 新たな税収を既存の税収と分け、使途を明確にする仕組みが重要である。これは、市民に対して使途を明確にする方法が必要。

新たな税負担を求める場合は、新たな税収を既存の税収と分け、使途を明確にする仕組みが重要である。新たな税収の受け皿として、基金等を活用し、市民に対して使途を明らかにする方法が必要である。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

ク 市民参画の必要性

- 施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、効果検証、さらには施策の提言等についても、市民参画の仕組みを作ることが重要。
- 施策の実施に対するチェック機能は、第一義的には、住民の代表たる議会（市会）が行うべきであることが大前提である。

また、目的税については、税収の使い途について議会がチェックするのはもとより、市民もこれに積極的に参加し関心を持つことは有意義である。

ただし、参画に積極的な市民の意見にウエイトを置きすぎないようにするなど、公平な市民参画であるべき。

新たな税負担を求める場合は、市民の理解と納得がえられるかどうか極めて重要であり、特に、緑の保全・創造は、行政だけでできることではなく、市民の強い支持をえるとともに、市民の参画・協働がない限り、そもそも成り立たないと考えられる。

施策の実施にあたっての市民参画はもちろん、どのような使い方がされ、どのような効果があったかという効果検証、さらには施策の提言等についても、市民参画の仕組みを作ることが重要である。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

ケ 徴税コスト

- 徴税コストについては、税収を得るためのコストと、それにより得られる税収とのバランスを考えなければならない。一定の税収を得るためには徴税率（課税客体・納税義務者・税率等）を高くしなくてはならないが、そのためどのような徴収方法を用いれば良いのか等について、税制の構想に際しては直面する問題となる。
- 行政側のコストのみならず、例えば特別徴収義務者の事務負担のコストなど、納税者側の負担も考慮する必要がある。

また、法令遵守（コンプライアンス）が確保され、確実に課税・徴収が行われるような制度とすることが極めて重要である。

さらに、滞納等が発生した場合の適切な対応なども十分な考慮が必要である。

コ その他（課税根拠の合理性、公平性、課税管轄権、法令遵守）

- 法定外税を構想する場合に最も大切なことは、課税の根拠を明確にすることである。すなわち、いかなる理由で、誰が、そのような行為について、どのくらいの税の負担する必要があるのかを合理的に説明する必要がある。課税の根拠が明確ならば最適な課税客体、納税義務者、徴収方法、税率などが明らかになる。（課税根拠の合理性）
- 納税義務者や徴収方法の選定は、公平性や受益と負担の観点などから十分な検討を行うことが必要である。特定の者のみを納税義務者とする、あるいは域内と域外とを

差別するような偏った課税には十分な注意、慎重な検討が必要である。また、納税義務者や課税要件の把握及び徴収が確実にいへ賦課や徴収漏れが生じ不公平とならないよう配慮することが必要である（公平性）

- 法定外税については、同意要件以外の基準は地方税法上明文の規定を置いておらず、国や他の地方自治体の課する税目との間で重複課税を生ずる可能性があり、結果として納税者へ負担を強いるケースも想定されるため、自治体間における調整も考慮すべきである。（課税管轄権）

（４）まとめ

- 以上のことから、財源確保策として課税自主権を活用する場合の留意事項についてまとめると次のとおりとなる。
- 財源確保策といっても、その目的により、「特定施策の実施のための財源確保」と「一般的な公的サービスのための財源確保」とに分けられ、税制案における検討内容もまったく異なってくるものであること。
また、財源確保策としての税制活用具体策としては「既存課税税目の超過課税」と「法定外税の創設」という手法が考えられるが、両者は似て非なるものであり、課税自主権を活用する理由・目的や、受益と負担の関係性など課税根拠と公平性等を総合的に考慮しながら、手法を選択しなければならないこと。
- 財源確保策として課税自主権を活用する場合の留意事項についてまとめると次のとおりとなる。
 - ・ 施策の重要性
 - ・ 財政状況の説明・行財政改革等の取組
 - ・ 税制案検討の基本的事項
 - ・ あらゆる活用方策（選択肢）の検討
 - ・ 施策等の市民説明
 - ・ 時限的手法の必要性
 - ・ 使途の明確化の必要性
 - ・ 市民参画の必要性

3 特定施策誘導策として課税自主権を活用する場合

(1) 特定施策誘導策としての税制

- 「特定施策を誘導するために課税自主権を活用する」とは、例えば、環境に対する特定施策を考える場合、環境負荷の低い活動に対して税負担を軽減することによって納税者の行動にインセンティブを与えるような税制が考えられる。
- また、一方で、環境負荷の高い活動に対して新たな税負担を求めることによって納税者の行動を環境負荷の低い活動へと誘導していくような、現実の課題からディスインセンティブとして働くような税制も考えられる。

(2) 課税自主権活用の具体的手法

- 特定の行為の規制などを政策目的とする場合、税負担という経済的インセンティブによって、政策的に望ましくない行為を規制するための法定外税が考えられる。
- 特定施策を誘導するために課税自主権を活用する場合の手法としては、まず、納税者に新たな負担を課して特定施策を誘導するためのものとして、
 - ・ 既存課税税目の超過課税
 - ・ 法定外税の創設といった、「税の重課」がその手法となる。
- また、逆に、納税者の負担を軽減して特定施策を誘導するためのものとして、
 - ・ 課税免除³
 - ・ 不均一課税⁴といった「税の軽減」がその手法となる。

(3) 課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項（税の重課）

- いわゆる政策税制として法定外税をとらえた場合、対象となる施策の目的、理由、必要性などが、説明すべき事項として非常に重要である。
- 政策的な法定外税を活用する場合には、実施する施策の必要性が最も重要であるため、その内容について、税以外の手段の有無や既存施策との区別などを含めて十分な検討を行うべきである。
- 特定施策を誘導するための課税自主権の活用として、税の重課を用いる場合には、既存課税税目の超過課税や法定外税を創設することによることから、基本的に前2（3）に掲げた留意事項と同様のものとなる。

³ 課税免除とは、地方税法第6条第1項では、「地方自治体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる」と規定している。課税免除は、個々の地方自治体が公益上その他の事由があるときに、独自の判断により、その地域社会における社会経済生活の特殊事情を考慮して、課税除外することを認めているものと解されている。

⁴ 不均一課税とは、地方税法第6条第2項では、「地方自治体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる」と規定している。不均一課税は、課税免除と同様の趣旨により、個々の地方自治体の判断により、特定の場合において、ある一定の範囲を限って条例により一般の税率と異なる税率で課税することを認めているものである。また、課税免除との関係については、不均一課税は、公益上その他の事由を考慮して、課税免除するほどの事由ではないが特例措置を講ずる必要があると判断した場合に行うことと解されている。

※留意事項（施策の重要性、財政状況の説明・行財政改革等の取組、税制案検討の基本的事項、あらゆる活用方策（選択肢）の検討、施策等の市民説明、時限的手法の必要性、使途の明確化の必要性、市民参画の必要性）

（４）課税自主権の具体的活用にあたっての留意事項（税の軽減）

- 施策誘導的な税制度の検討の前提として、具体的な政策目標（例：育成する産業、誘致する企業の具体的内容）がはっきりしていること。また、税や補助金といった経済手法だけで実現することは難しいものであること。
- 税は、政策目的実現のための手段の一つであるから、課税自主権の活用を考える前に、ある政策課題に対してどのような施策が行われるかということが重要である。したがって、税の軽減を用いる場合にも、前２（３）に掲げた、「施策の重要性」は押さえておくべき事項である。
- 特定施策を誘導するための課税自主権の活用として、税の軽減を用いる場合にも、基本的に前２（３）に掲げた、「施策の重要性」、税制案検討の基本的事項、あらゆる活用方策（選択肢）の検討、施策等の市民説明、時限的手法の必要性は抑えておくべき事項である。
- その上で、さらに押さえておくべき留意事項として次のものがあげられる。

ア 手段の適切性の視点

- 特定施策を誘導するための手段としては、課税自主権を活用するほか、補助金等の経済手法や、行為制限等の規制手法、広報やPR等による情報手法など、様々な手法があり、税制はその一つにすぎないもの。
- 税制は、主たる目的が行政サービスを提供するための資金調達であることや、明確に歳出予算に計上されないこと等から、安易に軽減措置を講ずることは問題がある。
- こうしたことから、税制手法を活用するにあたっては、補助金を含めその他の友好的な手法について幅広く検討を行い、その検討の結果、税制措置を講ずることが効果的であると判断できる場合のみ活用していくべきである。また、税制のみによって特定施策を実現するのではなく、補助金を含めその他の手法と組み合わせて活用すべきである。

手段の適切性の視点

施策を実現するためには、税制の他に補助金等の経済手法や、規制手法、情報手法などさまざまな手法があり、税制はその一つに過ぎない。

税制は、

- ① 主たる目的が行政サービスを提供するための資金調達である。
- ② はっきりと歳出予算に計上されることがないことから、歳出予算の審議を通じて明確に議論されることがなく、住民の監視の目が届きにくい。
- ③ 行政が一方的に徴収するものであり、強制的・権力的な制度である。

ことなど、税制の性質そのものから、安易に軽減措置を講ずることは不適當であると言える。

したがって、税制手法を活用するにあたっては、補助金を含めその他の有効的な手法について幅広く検討を行ったうえで、税制措置を講ずることが効果的である場合に活用していくべきであ

る。その上で、税制を導入する場合においても、他の手法と組み合わせて活用すべきである。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

イ 効果の視点

- 当該軽減措置を講じることによって、特定施策を講じるための目的が達成されるかどうかを見込むとともに、その効果を継続的に検証する必要がある。効果の検証とは、事前の検証はもちろん、事後においても、経済社会情勢の変化によって、その有効性・必要性が弱まることもあるため、検証を怠ってはならない。

効果の視点

税の軽減措置を行うことにより、施策目的が達成されるかを検証する必要がある。

その上で、施策実現にあたり、どれだけ効果があったのかについても検証しなければならない。

効果の検証とは、事前の検証はもちろん、事後においても、経済社会情勢の変化によって、その有効性・必要性が弱まることもあるため、検証を怠ってはならないものである。

そして、検証の際には次の視点に留意しなければならない。

・ 施策目的・企業実態に適した軽減要件

税の軽減要件（対象・税目・税率等）については、包括的に定めるのではなく、施策の目的に応じて、企業実態等を踏まえ、対象業種を出来る限り絞った上で、効果的にさまざまな軽減要件を組み合わせることに留意すべきである。

・ 費用対効果

税の軽減による費用（減収額）と効果は、バランスが取れていなければならない。また、より少ない費用でより高い効果を得られる税目や軽減要件を採用しなければならない。なお、費用対効果とは、かけた費用（コスト）に対して効果（パフォーマンス）がどの程度上がるのかを評価するものであるが、効果には、数値でとらえることのできる「定量効果」と、数値化することの難しい「定性効果」がある。

効果については、施策の目的や内容によっては、数値化することが難しく、予測しにくいものもあるが、できるかぎり定量化するように努めることが必要である。

・ 国税・県税との一体性

企業は市税とともに国税・県税も負担しているが、市税の軽減が結果として国税である法人税の増税に繋がるなどの問題もあることから、企業誘致を効果的に進めるためには、これら三税（もしくは市税と県税）をあわせた時にどのような優遇措置になるのかを検討することが必要であり、また、例えば県税である法人事業税と軽減措置を合わせるなど、国や県との整合性を備えることも考慮すべきである。

なお、市税と法人税の問題については、市税の減収により国税・県税が増収となる現行の制度下では、避けられないものであるため、市税におけるインセンティブをより効果的に働かせるため、今後、軽減された市税について法人税法上損金算入が認められることなど、国に要望していく必要がある。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

ウ 財政上の視点

- 税の軽減については、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべ

きものである。

- 施策誘導的に税制度を活用することは、基本的には税の副次的な役割であるため、軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。

財政上の視点

税は基本的には、行政サービスの提供に必要な資金を調達することを目的としており、行政が任務を果たすための膨大な額の資金調達の重要な手段であるため、その軽減については、地方自治体の財政上支障のない範囲内において講じられるべきものである。

施策誘導的に税制度を活用することは、基本的には税の副次的な役割であるため、軽減措置による減収によって、本来の資金調達の意義が失われ、公共サービスの提供に支障をきたすものであってはならない。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

エ 負担の公平性の視点

- 税負担の公平性は、租税原則の中で最も重要な要素であるが、特定施策誘導のために税を免除・軽減することで、負担の公平性や経済活動に対する中立性を一定程度損なうことは、施策税制の性格上やむを得ないもの。
- 「公平感」は納税者の主観によることが多く、公平性・中立性の絶対的判断基準はないことから、誰もが納得するような公平性・中立性について検証することは困難。
- こうしたことから、税の導入視点としては、軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的（公益）を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければならない。

負担の公平性の視点

税負担の公平性は、租税原則の中で最も重要な要素であり、税負担は、各々の担税力あるいは受益に応じて公平に求め、租税法律関係においても国民は平等に取り扱われるべきである。この原則は、直接的には、憲法第14条第1項にある「すべて国民は、法の下に平等であって…」という公平原則に基づき要請されるものであるが、納税者にとっても実質的に重視しているものである。

しかしながら、企業誘致施策の実現手法として税を免除・軽減することで、負担の公平性や経済活動に対する中立性を一定程度損なうことは、施策税制の性格上やむを得ない。また、公平感は納税者の主観によることが多く公平性・中立性の絶対的判断がないことから、誰もが納得するような公平性・中立性について検証することは困難である。

したがって、税の導入視点としては、軽減措置により失われる公平性・中立性と施策の目的（公益）を比較して、公益が勝るものであるかについて行政や議会が責任を持って検証し、税負担の格差が生じることについて、市民の理解が得られなければならない。

なお、公平性（や中立性）の種別は次のとおりである。種別の並びについては、①～③は、企業誘致施策全体としての公平性の視点、④～⑤は地域を限定したことによる公平性の視点、⑥はその他として記載した。

- ① 納税者間の公平性（軽減措置を受けない家計等との公平性）

特定の企業に対して税の軽減措置を講ずる場合には、長期的には、企業が集積することにより税収の増加が期待できるが、一時的には税収の減少が見込まれる。税の軽減を検討するにあたっては、税収の減収分に見合うだけの経済的効果が得られない場合には、結果として家計や軽減措置を受けない企業のみが税を負担することになることを常に念頭に置かなければならない。

したがって、軽減措置の検討にあたっては、効果的な軽減要件を備えていることはもちろん、措置を受ける企業とその他の納税者との間に、納税者の理解が得られないような税負担の格差が生じないように留意すべきである。

② 業種間の公平性

業種間の公平性については、本市の産業施策に従い、その地域をどのようにしたいかを明確にしたうえで、対象業種を選定することが肝要である。

③ 事業規模の公平性

軽減対象企業を、投資額や資本金などの事業規模により制約することがあるが、こういった場合には、事業規模で制約する合理的な理由が必要である。

④ 地域間の公平性

特定地域に企業を誘致する場合の軽減措置については、特定の地域だけに軽減措置を講ずる理由づけを明確にしたうえで、同様に企業誘致を行っている市域内の他の地域と、納税者の理解が得られないような税負担の格差が生じないように留意すべきである。

⑤ 既存企業との公平性

対象地域に既に進出している企業とこれから進出する企業との公平性については、企業誘致施策に対する税制措置が、基本的に企業の初期投資費用の軽減に着目したものであり、経常的な維持費用の軽減に着目したのではないため、考慮しないこととする。

⑥ 他の税制度との均衡

税の軽減措置については、他の課税免除・不均一課税や非課税等特別措置などを考慮したうえで、税率や軽減期間を設定すべきである。

<緑の保全・創造に向けた課税自主権の活用に関する最終報告>

(5) まとめ

- 以上のことから、特定施策を誘導するために課税自主権を活用する場合の留意事項についてまとめると次のとおりとなる。
- 特定施策を誘導するために課税自主権を活用する具体的手法としては、納税者に新たな負担を課して特定施策を誘導するためのものとして、既存課税税目の超過課税及び法定外税の創設といった「税の重課」に加え、納税者の負担を軽減して特定施策を誘導するためのものとして、課税免除及び不均一課税といった、「税の軽減」がある。
- 税の重課を行う場合には、次の事項に留意すべきこと。
 - ・ 施策の重要性
 - ・ 財政状況の説明・行財政改革等の取組
 - ・ 税制案検討の基本的事項
 - ・ あらゆる活用方策（選択肢）の検討
 - ・ 施策等の市民説明

- ・ 時限的手法の必要性
 - ・ 使途の明確化の必要性
 - ・ 市民参画の必要性
- 税の軽減を行う場合には、次の事項に留意すべきこと。
- ・ 施策の重要性
 - ・ 税制案検討の基本的事項
 - ・ あらゆる活用方策（選択肢）の検討
 - ・ 施策等の市民説明
 - ・ 時限的手法の必要性

さらに、次の事項に留意すべきこと。

- ・ 手段の適切性の視点
- ・ 効果の視点
- ・ 財政上の視点
- ・ 負担の公平性の視点

第2 住民自治の確立に向けた地方税制度改革に対する横浜市の考え方について

1 検討の経過等

- 23年度の税制改正大綱に、税制を通じて住民自治を確立し、地域主権改革を推進するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革することが明記された。これについて横浜市の考え方について検討してはどうか。
- 国においては、この地方税制度改革を具体的に検討するため、「地域の自主性・自立性を高める地方税制度研究会」が組織された。
- こうした地方税制度改革については、今後、横浜市が今後課税自主権を活用するにあたっては、まさに地方の自主的な判断が求められるものであり、この動向を注視しつつ、横浜市としての考え方をまとめておく必要がある。
- 国の研究会の報告書では、委員の様々な意見や多くの課題が並んでいるものとなっており、地方税制度改革の具体的対応策が明確にされたわけではない。
- これまでも課税自主権を活用してきた又は今後も活用していく立場から、いくつかの項目について具体的な考え方を示すこととする。

2 法定外税の新設・変更への国の関与に対する考え方

法定外税は、地方団体が自主的に税制度の創設を行うことが可能な制度であるが、その新設・変更に関しては総務大臣の同意を得ることが必要とされている。しかしながら、地域主権改革の理念を踏まえ、この法定外税に係る関与についてはさらなる見直しを検討していく必要があると考えられる。さらに、この総務大臣による同意があるがために地方団体における住民への説明責任が十分にはられないきらいがある、すなわち、法定外税に係る国の同意が地方団体の責任回避につながっているのではないかとの指摘もあり、法定外税に関して地方団体がより自主性を発揮していくため、法定外税の新設・変更への国の関与の見直しについて、検討がなされている。

中間整理においては、法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性、手続面の関与、要件面の関与の3つの論点について検討状況を取りまとめる。

(1) 現行の三要件に対する考え方

現行の三要件とは、具体的には、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること③ ①及び②に掲げる者を除く外、国の経済施策に照らして適当でないこと |
|---|

となっているが、これに対する委員の意見は次のとおりである。

- 要件①について、同じ税源に課税をしてはいけないというこの要件が外せないとするれば、法定外税で財源を集めるというのは不可能である。
- 要件①について、アメリカを見ても州に所得税があって、連邦に所得税があってというのは普通の世界なので1番の要件を削ってもいい。
- 要件①について、負担が重いという話だが、普通に考えてどこからが重くてどこからが軽いのか、という壁の問題が出てくる。それが、金額の大小なのか、あるいは特定の税率、納税額なのかという問題もある。
- 要件③について、国の経済施策が地方の様々な施策よりも上に位置するという事を、地方税法で規定していることが問題である。
- 要件③について、抽象的でどこまでが範囲で、何をやったら国の不許可が出るのかわからない、顔色を見ながらなぜやらなくてはいけないのか。
- 要件③については、なくすべきである。
- 要件③については、切れないものを切りたいときにこれをつかえば良いという発想である。

P

論点1 (3) の議論に応じて加筆

(2) 国の関与の見直しの方向性

- 報告書は、二つの案で全廃するかもしくは納税者の負担が重たい場合のみ残すかということであるから、全廃に賛成と言えるかもしれない。

- 全廃に賛成と言ったときに、地方はどういったことをやらなくてはならないのか、またどのような責任を負わなければならないのか得るものと失うものを天秤にかけなくてはならない。
- 事前はノーチェックで、事後に縛るといような、違法な課税の時の是正要求などを最終手段として考えているとすれば、制限がなくなるから賛成とは言えない。事後の方が怖い気がする。
- 国と地方が対立関係で議論をするのが良いのか。両方統治機構である訳で国民（市民）の利益を目指しているはずなので、ルールを基準に争わなくてはいけないのは少し違う気がする。
- 規定はあった方がよい。当たり前のような規定だが、税源重複なり、流通を阻害しないようなものは、ある方がむしろ地方の構想はやりやすい気がする。

P

論点1（1）及び（2）の議論
に応じて加筆

3 税率についての課税自主権の拡大について

(1) 標準税率・超過課税

- 標準税率という考え方を残すということは賛成。地方交付税による財政調整を行う限り、標準税率の概念を無くすことはできない。

(2) 制限税率

ア 法人市民税

- 法人市民税の制限税率を無くせば、絶対に偏るだろう。そういう意味では法人市民税に制限税率があるのは理由がつく。
- 本来的には制限税率は取り払ってしまっていないのではないか。

P

論点2 (1) の議論に応じて加筆

イ 軽自動車税

- 軽自動車税は制限税率がなくても上げる自治体は無いので、制限税率をなくしてもよい。
- 例えば制限税率を取り払って横浜が他都市より高い税率にした場合、他都市で購入して横浜で乗用するというような問題が出てくるのではないか。
- 制限税率は不要かもしれないが、日本中を動き回る資産に課税するときはどこで課税されても、使っても同じような税負担にすべき。
- 横浜市であればむしろ税率を下げて良いという方が良いのではないか。大都市で車を持つのであればせめて小さなものにと誘導策として使えると思う。
- 環境政策を重視するのであれば、特に大都市部は標準税率を撤廃して低税率で普通車から軽自動車へ誘導することがあっても良い。

ウ 都市計画税

- 制限税率が良くないのか、今の制限税率 0.3% が低すぎるのが問題なのか、きちんと整理をした方が良くと思う。
- 目的税である以上、目的以上に課税してはいけないし、目的以上の税収を確保する必要もない。制限税率は必要だが、目的達成の範囲で課税するということであって、制限の意味が違う。
- 都市計画税については一番自主性がいかせる。制限税率という税率(数字での制限)は廃止してもよいのではないか。事業費を上限としてはどうか。
- 論点はずれるが、むしろ目的税ではなく一般財源、普通税が良いのではないか。
- 区が今まで税率の上限で関与していて、いきなり手は離せないというのであれば、内容と負担のバランスの問題として関与してはどうか。

(3) 一定税率

P

論点2 (2) の議論に応じて加筆

(4) 標準税率未滿で課税を行う場合の財政上の措置について

- 交付税制度と関わってくる問題であり、標準税率をいじると交付税が違ったものになるので、財政制度との関係で、標準税率は保っていかざるを得ない。
- 標準税率未滿の起債の制限については、少し規制が緩められてはいるが、世代間の負担の不公平の問題を考えると一定の制限があるということについての理屈は立っている。
- 標準的なサービスとの関係において、標準以下のサービスで良いから減税するというのは課税自主権や地方自治論から言えば可能であるが、財政調整論から言えば標準的なサービスは義務であるから不可能である。
- 交付団体として地方交付税の枠内で普通行政を行うという目的があって、地方税制度があるわけで、それを行うということを担保してから標準税率を徴収するという議論になっている。
- 低いサービスで良いから税金は徴収しないということに、地方公共団体はそこまでの意思決定権はない。現状で交付税制度という税の地方税の制度の議論では許されるものが、行政の議論としては許されるのかという疑問はある。
- 法律的にも課税論から言っても未滿課税に対して問題があると言えるものはなく、あえて言えば財政調整のところでは問題が起きる。財政調整制度というのは全国制度で成り立っているので、一つでもはみ出ることがあると壊れますよというような警告を鳴らすことぐらいしかできない。

4 地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大に対する考え方

P

論点3（1）及び（2）の議論
に応じて加筆

おわりに

P

資料

(指定都市と道府県との関係における
税制度のあり方について)

平成25年3月27日(水)

横浜市財政局

指定都市と道府県との関係における税制度のあり方について

1. 課題・背景

- 指定都市は、事務配分の特例により道府県から事務・権限が移譲されているにも関わらず、必要な財源について税制上の措置が不十分であるという課題認識を持っている。
- こうした課題に対応する一つの対応案として、課税自主権を活用して税源移譲を行う方法について検討する。

2. 具体的な税制案

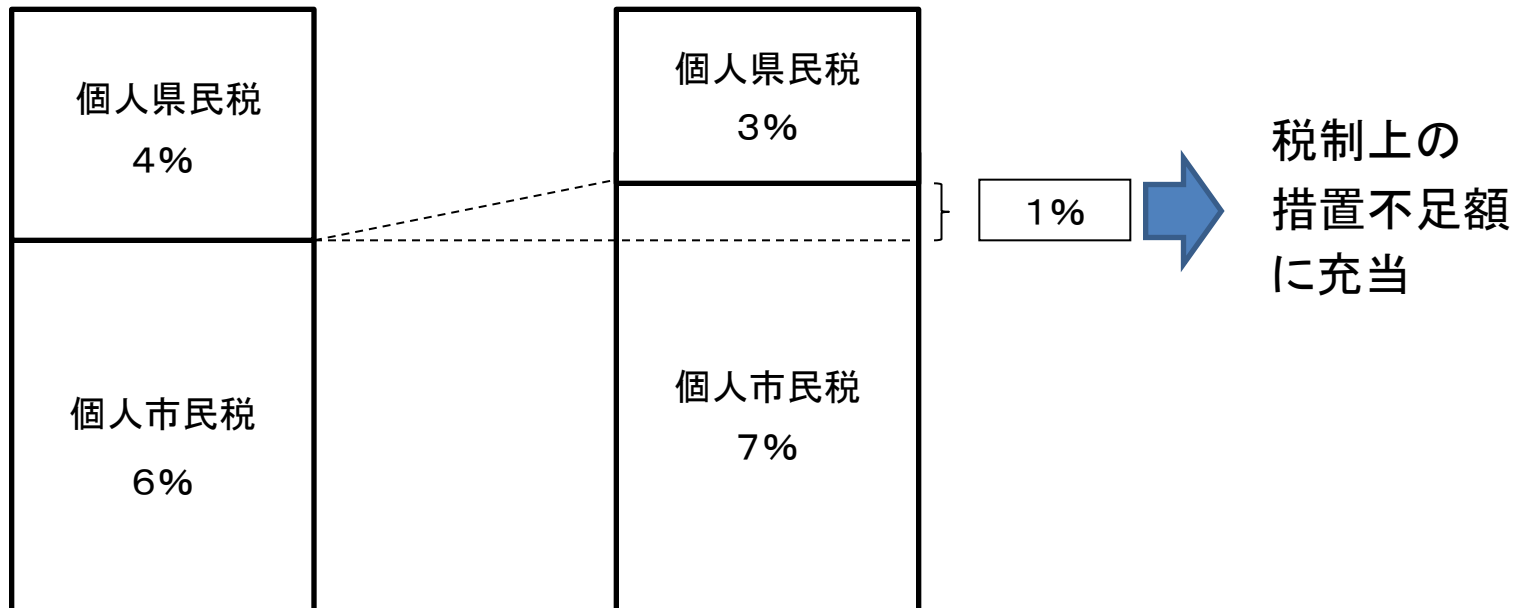
- 市税として課する税目の税率を引上げ、県税として課する税目の税率を引き下げることにより、税制上の措置不足額に充当する。

3. 論点

- こうした課税自主権の活用は法的に可能か。また、地方税法の改正が必要か。

課税自主権の活用例

- 個人市民税所得割6%を引上げ + 個人県民税所得割4%を引下げ



大都市財政の実態に即応する 財源の拡充についての要望

(平成24年度)

指 定 都 市

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市には、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であるため、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分である。

指定都市の市民は、道府県から移譲された事務（以下「大都市特例事務」という。）について、指定都市から行政サービスを受けているにもかかわらず、その負担は道府県税として納税しており、受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

また、真の分権型社会を実現していく中で、新たに道府県から指定都市に移譲される事務・権限についても、併せて必要な財源についての指定都市への税制上の措置を講ずる必要がある。

受益と負担の関係にねじれ

指定都市の市民は

- ☆ 大都市特例事務に係る行政サービスは「指定都市から受益」
- ★ その負担は「道府県への納税」

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

大都市特例事務の例示

地方自治法に基づくもの

- | | | | |
|----------------|-------------------|----------|-------------|
| ・児童福祉 | ・民生委員 | ・身体障害者福祉 | ・生活保護 |
| ・行旅病人及び死亡人 | ・社会福祉事業 | ・知的障害者福祉 | ・母子家庭及び寡婦福祉 |
| ・老人福祉 | ・母子保健 | ・障害者自立支援 | ・食品衛生 |
| ・墓地、埋葬等規制 | ・興行場、旅館及び公衆浴場営業規制 | ・結核予防 | ・都市計画 |
| ・精神保健及び精神障害者福祉 | | | |
| ・土地区画整理事業 | ・屋外広告物規制 | | |

個別法に基づくもの

- | | | |
|------------|------------------|-----------|
| ・土木出張所 | ・衛生研究所 | ・定時制高校人件費 |
| ・国、道府県道の管理 | ・道府県費負担教職員の任免、研修 | 等 |

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

(平成23年度予算に基づく概算)

道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

3,538億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理等

2,132億円

税制上の
措置不足額

1,406億円

税制上の措置済額

これに加え、道府県から指定都市へ新たに事務移譲・権限移譲が行われる場合は、所要額について税制上の措置が必要！！

・道府県費負担教職員給与費 約8,200億円 など
(平成21年度決算をもとに推計)

横浜みどリアップ計画（新規・拡充施策）

平成 24 年度事業目標及び進捗状況〔1 月末時点〕

1 平成 24 年度事業目標及び進捗状況について

(1) 樹林地を守る

【凡例】 ●：新規事業（横浜みどり税充当） ◎：拡充事業（横浜みどり税一部充当）
◇：新規事業等（横浜みどり税非充当） ・：事業費のないもの

施策方針/事業・取組		平成 24 年度事業費 [百万円]		平成 24 年度 事業目標	進捗状況 (平成 25 年 1 月末時点)
		総額	横浜 みどり税 充当額		
継続保有の促進					
1	・緑地保全制度等の拡充	-	(-)	・制度案策定	・制度案について検討 ・調整中
2	・篤志の奨励制度	-	(-)	・推進	・推進中
維持管理推進					
3	◎緑地再生等管理事業	713	(569)	・緑地再生管理 ：205ha ・樹林地維持管理助成 ・危険斜面整備	・市民の森・ふれあいの樹林等の管理作業 ：114ha ・助成金交付受付 ：93 件 ・施工済み：4 箇所 ・施工中：9 箇所 ・設計中：1 箇所
4	◎市民協働による緑地維持管理事業	20	(19)	・推進	・保全管理計画策定 (中田宮の台市民の森等 2 箇所) ・保全管理計画策定中 (下永谷市民の森等 4 箇所)
5	●森づくりリーダー等育成事業	3	(3)	・森づくりボランティア育成：55 人 ・森づくりリーダー育成：5 人 ・はまレンジャー育成：5 人	・森づくりボランティア育成：41 人 ・受講者募集中 (2 月実施予定) ・研修会等を準備中 (3 月実施予定)
6	●樹林地管理団体活動助成事業	8	(8)	・愛護団体活動支援：25 団体 ・森づくりボランティア活動支援：19 団体	・道具の貸出：7 団体 ・助成交付：1 団体 ・道具の貸出：4 団体

施策方針/事業・取組	平成 24 年度事業費 [百万円]		平成 24 年度 事業目標	進捗状況 (平成 25 年 1 月末時点)	
	総額	横浜 みどり税 充当額			
利活用促進					
7	●森の楽しみづくり事業	38	(38)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の森・生き物の森事業：5ha ・森の中のプレイパーク事業：1箇所 ・森の収穫物体験事業：4回 ・里山ライフ体験事業：4回 ・健康の森事業：18回 ・横浜の森の自然・生き物情報発信事業：推進 ・間伐材活用クラフト作成事業：推進 ・森の恵み塾事業：3拠点で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業準備中（三保市民の森、追分市民の森、境木ふれあいの樹林） ・7回実施（107人） ・8回実施（404人） ・9回実施（408人） ・16回実施（515人） ・ガイドマップ作成（三保市民の森） ・ガイドマップ作成中（白根・上山ふれあいの樹林、中田・鯉ヶ久保・上矢部ふれあいの樹林） ・12回実施（582人） ・市内各所で72回実施（6,208人）
8	●みどりの夢かなえます事業	9	(9)	・助成団体：3件	・事業化決定：4件
9	◎間伐材資源循環事業	10	(9)	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材作業チップ化作業支援：40回 ・間伐材利活用方法の検討：推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・チップ化作業支援：11回実施 ・間伐材マネジメント研修：1回実施（12人） ・間伐材利活用方法検討中
10	◇愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	20	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・設計：1箇所 ・整備：2箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計中：1箇所（鴨居原市民の森） ・整備済み：1箇所（新治市民の森） ・契約手続き中：1箇所（瀬谷市民の森）

施策方針/事業・取組		平成 24 年度事業費 [百万円]		平成 24 年度 事業目標	進捗状況 (平成25年1月末時点)
		総額	横浜 みどり税 充当額		
11	◇ウェルカムセンター 整備事業	35	(-)	・設計：2箇所	・設計中：2箇所 (舞岡・虹の家、 寺家・四季の家)
				・展示設置等：2箇所	・展示設置済み：1箇所 (自然観察センター) ・整備中：1箇所 (にいほる里山交流 センター)
12	◎特別緑地保全地区指定 等拡充事業	11,522	(1,389)	・指定面積：309.9ha	・新規指定面積 ：66.4ha
				・買取り対応予定面積 ：約 42ha	・買取り対応：35.6ha
13	・よこはま協働の森基金 制度の見直し	-	(-)	・制度運用	・制度運用中
14	・国への制度要望	-	(-)	・推進	・6月、8月に実施

(2) 農地を守る

【凡例】 ●：新規事業（横浜みどり税充当） ◎：拡充事業（横浜みどり税一部充当）
◇：新規事業等（横浜みどり税非充当） ・：事業費のないもの


施策方針/事業・取組		平成 24 年度事業費 [百万円]		平成 24 年度 事業目標	進捗状況 (平成 25 年 1 月末時点)
		総額	横浜 みどり税 充当額		
継続保有の促進					
15	・生産緑地制度の活用	-	(-)	・制度運用	・12月5日都市計画 変更 ：7件、3,359㎡ 追加指定 (うち指定基準の緩和 による指定 ：2件、1,924㎡)
16	●農園付公園整備事業	322	(113)	・用地確保：2.0ha ・基本・実施設計 ・施設整備：2.2ha	・用地確保：1.3ha ・基本・実施設計実施中 ：2箇所 ・基本・実施設計完了 ：1箇所
17	◇特定農業用施設保全事業（農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減）	2	(-)	・制度運用	・契約締結：32件
農業振興					
18	◇共同直売所の設置支援事業	31	(-)	・備品等購入助成	・事業決定：1件 ・相談：1件
19	●収穫体験農園の開設支援事業	72	(72)	・収穫体験農園整備 ：6.0ha	・事業決定 ：4.4ha（34箇所）
20	●食と農との連携事業	8	(8)	・地産地消の連携の 取組：5件	・実施済み：6件
21	◇施設の省エネルギー化推進事業	54	(-)	・温室内多層カーテン 等設置助成：3.0ha	・事業決定 ：3.6ha（55件）
22	◇生産用機械のリース方式による導入事業	46	(-)	・生産用機械の導入 助成：25件	・事業決定：28件
農地保全					
23	◇集团的農地の維持管理奨励事業	30	(-)	・支援対象面積 ：640ha	①集团的農地保全体 支援事業 ：実施承認 645.9ha (49団体) ②公益施設維持管理奨 励事業 ：実施承認 43 団体 ③農の散歩道育成事業 ：実施承認 4 団体 ④集团的農地維持管理 補助事業 ：補助交付決定 3 地区

施策方針/事業・取組		平成24年度事業費 [百万円]		平成24年度 事業目標	進捗状況 (平成25年1月末時点)
		総額	横浜 みどり税 充当額		
24	●水田保全契約奨励事業	35	(35)	・水田保全契約面積 ：115ha	・承認予定面積 ：114.5ha (うち新規承認 ：4.8ha)
25	◇かんがい施設整備事業	31	(-)	・かんがい施設整備 ：2地区	・補助申請受理・交付 決定済み：3地区
26	●不法投棄対策事業	20	(20)	・夜間警備委託 ：33地区 ・住民パトロール・ 清掃支援：20地区	・夜間警備 ：33地区で実施中 ・支援用品配付中 ：13地区
27	●環境配慮型施設整備 事業	81	(81)	・農薬飛散防止ネット ：7.5ha ・牧草による環境対策等 ：15地区 ・その他施設整備 ：6件	・事業決定 ：2.4ha (15件) ・事業決定：10地区 ・事業決定：12件
担い手育成					
28	◇機械作業受託組織育成 事業	24	(-)	・農業機械導入支援 ：1地区 ・組織育成支援 ：2地区	・事業決定：1地区 ・組織育成：2地区
29	◇担い手コーディネーター 育成・派遣事業	4	(-)	・市民農園コーディネーター育成研修 ：1回 ・援農コーディネーター ：2組織	・育成研修：2回実施 ・協定を締結した組織 の支援：2組織
30	◇農業後継者・横浜型 担い手育成事業	27	(-)	・経営改善支援 ：28件 ・農業後継者育成 ：12人	・事業決定：48件 ・農業後継者育成 ：6人
31	●農地貸付促進事業	17	(17)	・長期貸付開始農地 ：17.3ha	・長期貸付開始農地 ：16.2ha
確実な担保					
32	●市民農園用地取得事業	976	(69)	・用地測量 ・用地取得：1.7ha	・用地測量 ・用地取得：1.3ha
33	●農地流動化促進事業	21	(21)	・対象農地面積：6ha	・新規の貸借：11.0ha
34	・国への制度要望	-	(-)	・推進	・8月に実施

(3) 緑をつくる

【凡例】 ●：新規事業（横浜みどり税充当） ◎：拡充事業（横浜みどり税一部充当）
 ◇：新規事業等（横浜みどり税非充当） ・：事業費のないもの

施策方針/事業・取組	平成 24 年度事業費 [百万円]		平成 24 年度 事業目標	進捗状況 (平成 25 年 1 月末時点)
	総額	横浜 みどり税 充当額		
35 ◎地域緑のまちづくり 事業	785	(597)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域緑化計画策定事業 <ul style="list-style-type: none"> ①新規：6 地区 ②継続：6 地区 ・地域緑化推進事業：12 地区 	<ul style="list-style-type: none"> ①新規： <ul style="list-style-type: none"> ・3 地区で策定中 ②継続： <ul style="list-style-type: none"> ・5 地区で協定締結が完了 ・1 地区で策定中 ・実施中：11 地区
36 ◎民有地緑化助成事業	47	(30)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園・幼稚園芝生化助成事業：20 園 ・区民花壇事業：7 箇所 ・生垣設置事業：100m ・屋上緑化助成事業：20 件 ・名木古木保存事業：新規指定 20 本 ・記念樹等生産配布事業：19,000 本 	<ul style="list-style-type: none"> ・助成交付決定：5 園 ・助成交付決定：4 箇所 ・助成交付決定：9m ・助成交付決定：11 件 ・新規指定：10 本 ・維持管理に対する助成：61 本 ・配付：17,702 本
37 ◇公共施設緑化事業	268	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・2.0ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施中（2.0ha） （公立保育園 5 園、公立小中学校 8 校の芝生化含む）
38 ◇公共施設緑化管理事業	145	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・339 施設、31.6ha 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施中（31.6ha）
39 ◎いきいき街路樹事業	180	(180)	<ul style="list-style-type: none"> ・せん定本数：10,000 本 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施中 （せん定本数：10,000 本）
40 ・民有地緑化の誘導等	-	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化地域制度等推進中
41 ・建築物緑化保全契約の締結（建築物の敷地に対する固定資産税等の軽減）	-	(-)	<ul style="list-style-type: none"> ・制度運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結：14 件

施策方針/事業・取組	平成 24 年度事業費 [百万円]		平成 24 年度 事業目標	進捗状況 (平成25年1月末時点)
	総額	横浜 みどり税 充当額		
42 ◇みどりアップ広報事業	6	(-)	・推進	・推進中
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;">  <p>緑豊かなまち横浜を次世代に 横浜みどりアップ</p> </div> <div style="width: 65%;"> <p>＜平成 25 年 1 月末時点の取組実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よこはま花と緑のスプリングフェア等のイベント出展等 ・平成 23 年度事業成果リーフレット作成・配布・町内会等回覧 ・10月・11月のみどりアップ月間に電車内広告やラジオ放送での PR 及び公用車等に PR 用ロゴシール貼付など重点的に広報・PR を実施 ・「みどりアップ」しています！宣言登録 <p>【図】PR 用ロゴシール 10,585 件</p> </div> </div>				
事業費計 ※四捨五入の関係により、合計が一致しないことがあります。	15,608	(3,287)	執行率 ・事業費総計：75.9% ・みどり税充当額総計：60.2%	

2 横浜みどりアップ計画市民推進会議について

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向け、施策・事業の評価・提案と市民への情報提供を市民参加の組織により行うため、平成 21 年 5 月に横浜市が設置した組織です。

広報誌の発行（「濱 RYOKU」第 14 号／1 月発行）

- ・広報誌「濱 RYOKU（はまりよく）」第 14 号を発行
- ・PR ボックスや、区役所などの公共施設（約 600 箇所）等で、17,000 部を配布

＜主な内容＞

- ・市民推進会議による現地調査（第 9 回調査部会）の実施報告
- ・横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の取組紹介（市民協働による緑地維持管理事業）

平成 26 年度以降の緑施策について

1 平成 26 年度以降の緑施策の特徴

＜（ ）内は横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（平成 21 年度～平成 25 年度）の事業数・目標数値＞

- (1) 市民に分かりやすく、効果の高い施策とするため、終了する事業の廃止、新たな施策体系にあわせた事業の統合・拡充などにより、**事業数は 14 に整理**
(42 事業)
- (2) 計画の根幹である緑地保全制度による**樹林地の指定は**、現計画での指定実績や樹林地の減少傾向に歯止めがかかってきている状況を勘案し、**500haの指定を目標として設定**（1,119ha）
- (3) **農景観の保全に直接つながる取組、市民が農を実感できる取組を拡充して緑施策として位置づけ**、農業経営を支援する取組は、農業振興策として引き続き実施
- (4) 「都心臨海部の緑花による賑わいづくり」など、**市民が実感できる緑をつくる取組を強化**
- (5) **都市公園での新たな取組も施策に位置づけ**

＜施策に位置づけた都市公園での取組の例＞

- ・都市公園内のまとまりのある樹林において、樹林地の維持管理の技術指針である森づくりガイドライン等を活用した維持管理を実施
- ・都心部など多くの市民の目に触れる場所で、土地利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、緑豊かな公園を整備
- ・山下公園などの都心臨海部の公園で、緑花による魅力づくりを実施

2 概算事業費

約 500 億円

（横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（平成 21 年度～平成 25 年度）の当初事業費（平成 21 年 4 月）：約 600 億円）

- ・平成 21 年度～平成 23 年度の実績等をもとに、概ねの総事業費を算出したものです。
- ・平成 26 年度～平成 30 年度の事業量については、市民意見募集の結果なども踏まえながら、引き続き検討します。

3 今後のスケジュール

平成 25 年 3 月	「平成 26 年度以降の緑施策」（素案）の確定
平成 25 年 4～5 月	「平成 26 年度以降の緑施策」（素案）に対する市民意見募集
平成 26 年 3 月	「平成 26 年度以降の緑施策」の確定

※市会へは随時報告し、ご審議いただきます。

4 素案の内容

＜別紙 3＞

平成 26 年度以降の緑施策（素案）

目次

第1章 横浜の緑施策と緑の課題

1 横浜市の緑施策.....	1
2 緑がもつ役割.....	3
3 横浜の緑の現況と課題.....	4

第2章 平成26年度以降の緑施策

1 緑施策の方針.....	7
2 施策の体系.....	8
3 施策の内容.....	9
4 平成26年度以降の緑施策取組一覧・取組の展開で実現を目指す横浜の姿.....	36

資料編

1 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の評価・検証.....	40
2 市民・土地所有者意識調査の結果（概要）.....	51
3 横浜市環境創造審議会からの答申（概要）.....	57
4 市民参加の組織「横浜みどりアップ計画市民推進会議」の運営.....	58

第1章 横浜の緑施策と緑の課題

1 横浜市の緑施策

横浜市水と緑の基本計画と横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）

横浜市は、大都市でありながら、市民生活の身近な場所に水や緑の環境を有しています。この緑の環境を活かし、また、後世に引き継いでいくため、市は平成18年に策定した「横浜市水と緑の基本計画（以下、水と緑の基本計画）」に基づき、「横浜らしい水・緑環境の実現」に向けて、水と緑の環境を育む様々な取組を展開しています。

水と緑の基本計画では、「拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる」を基本方針の1つとして掲げ、まとまりのある樹林地や農地を中心とする緑の拠点の保全と活用を目指すこととしており、計画策定以降、計画に基づく取組が進められています。

更に、平成21年度からは、「横浜みどり税」も活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」を推進しており、「緑の総量を維持し、長期的には向上していく」ことを目標とした取組を、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」という3つの柱で進めてきました。



図 緑の10大拠点

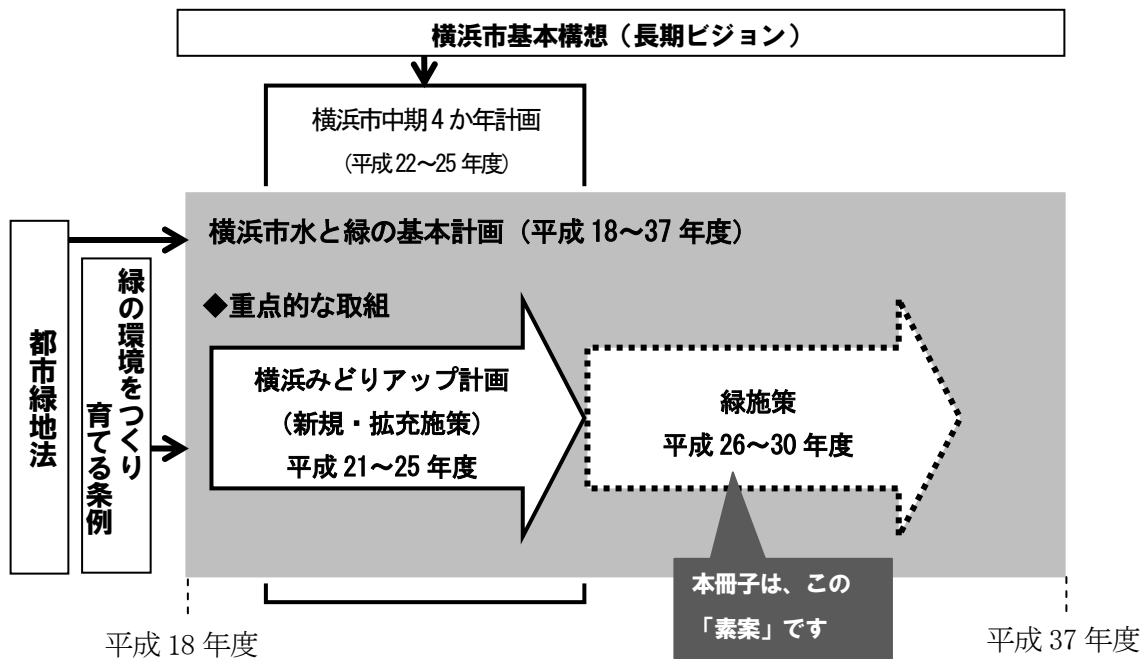
平成26年度以降に重点的に取り組む緑施策

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）は、平成25年度末までの計画ですが、この計画が終了した後も、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが重要です。また、計画期間中の社会の変化にも対応しながら、取組の成果を市民の「実感」につなげていくことが求められています。

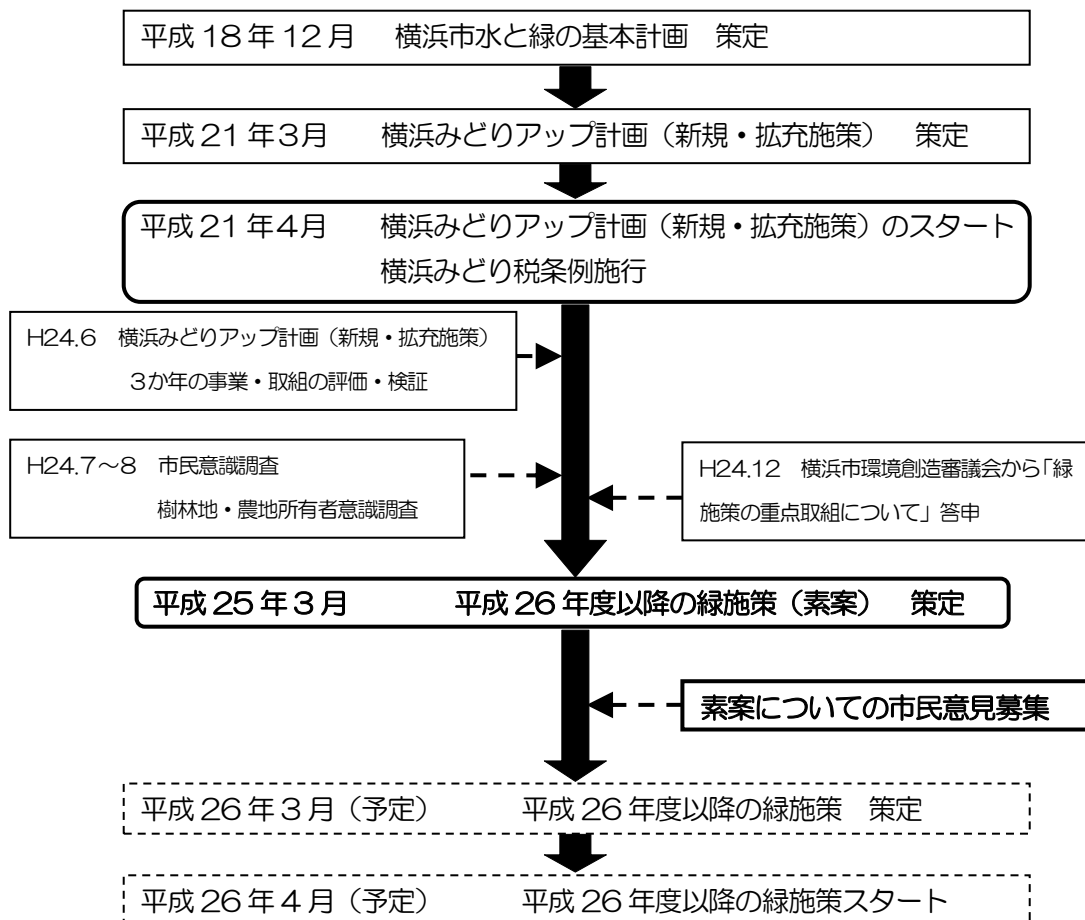
そこで、市では、これまでの取組の成果や課題、市民意識調査の結果などをふまえ、平成26年度以降に重点的に取り組む緑施策の素案を取りまとめました。この素案に対し、広くご意見をいただき、平成30年度を目標年次とする新たな緑施策をとりまとめる予定です。

なお、平成24年度に実施した「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）3か年の事業・取組の評価・検証」、市民及び樹林地・農地所有者を対象とした意識調査の結果など、検討経過の資料を本冊子の資料編に記載しています。

■緑施策の位置づけ



■緑施策（素案）策定の経緯



2 緑がもつ役割

緑とともにある市民の暮らし

緑は古くから、人の生活とともにあります。

横浜には、歴史のなかで育まれてきた、山下公園や日本大通りなど臨海部の緑豊かな街並み、樹林地や農地で構成される郊外の里山など、豊かな緑の環境が存在します。

この緑の環境を活かし、季節ごとに美しい風景を見に出かける、市民農園で野菜を栽培する、近くの里山までの散策を楽しむ、といった「緑とともにある」暮らしを、大都市でありながらも営むことができるのが横浜の魅力です。そうした暮らしの豊かさを、次世代に引き継いでいくことが求められています。



日本大通り



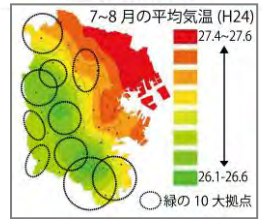






荒井沢市民の森

暮らしを支える緑の存在

緑には、市民の暮らしを支える多様な機能があります。例えば、東日本大震災で改めて認識された防災・減災に資する機能をはじめ、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の抑制など都市環境を保全する機能、豊かな水環境形成につながる地下水涵養機能や、美しい街をつくる景観形成機能などがあり、これらの多様な機能が十分に発揮される環境を整えていく必要があります。

緑の多様な機能

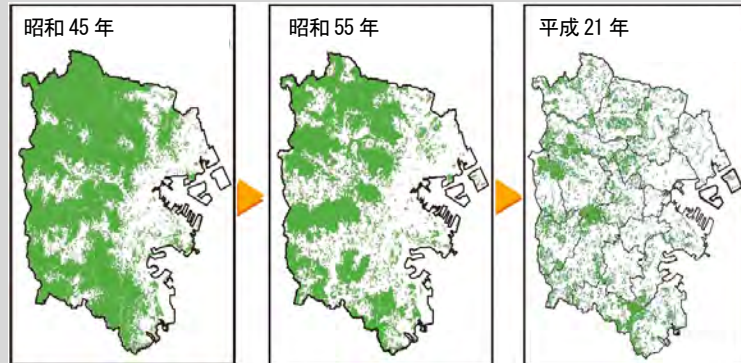
<p>いざ！という時に 避難場所となる公園や農地</p>  <p>防災機能</p>	<p>生き物が住みやすい 都市は人も住みやすい</p>  <p>生物多様性の 保全機能</p>	<p>緑があると 夏でも涼しい</p>  <p>ヒートアイランド現象 抑制機能</p>	<p>震災後に再評価！ 緑のコミュニティ醸成機能</p> <p>公園や市民の森など緑の空間は、様々な人・世代が集える都市のオアシスです。緑の空間を拠点に、日ごろから多彩な活動が展開されている地域では、「いざ」という時にも助け合えるのではないのでしょうか。</p>  <p>公園での青空サロン（南区）</p>
<p>洪水を防ぐ森や田んぼ</p>  <p>地下水涵養・遊水機能</p>	<p>美しい街は 誰もが住みたい街</p>  <p>景観形成機能</p>	<p>農地が側にあり 新鮮な野菜が食べられる</p>  <p>食料供給機能</p>	

3 横浜の緑の現況と課題

横浜の緑の現況

横浜の緑の量は、都市化とともに大きく減少してきたため、市では平成21年度から、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき、緑の減少を防ぐ取組や、市街地における緑の創出を進め、成果が出てきています。

▶緑は都市化とともに減少してきました



調査年度によって精度が異なるため、概ねの傾向を示したものです。

平成21～23年度の取組により

▶樹林地の保全が進みました

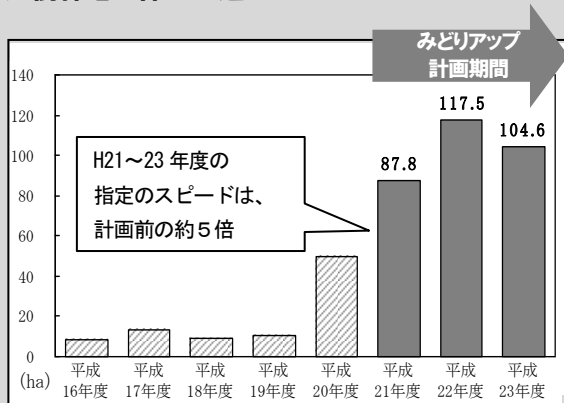


図. 緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移

▶山林（樹林地）の減少傾向が鈍化しました

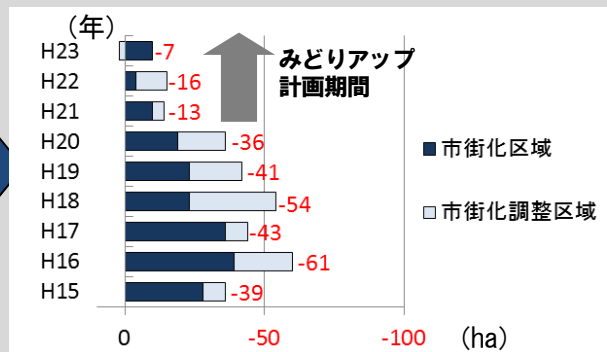


図. 山林減少面積の推移
(固定資産税の課税対象となる土地面積から算出した参考値)

▶緑を創出する取組、水田の保全や地産地消の取組が進みました



地域での緑のまちづくり



園庭を芝生化した保育園



保全された水田



新鮮な野菜が買える直売所

横浜の緑の課題

山林（樹林地）の減少傾向が鈍化してはいるものの、保全すべき樹林地は多く残っており、継続した取組を進めていくことが必要です。また、保全・創出した緑を良好に育む取組や、市民と緑との関わりを深める取組を進めることも求められています。市民や事業者の参画を得ながら、生物多様性の保全や、農体験の場など市民が緑とふれる場づくり、街の魅力の創出など、緑の質の充実を進めていく必要があります。

▶緑の10大拠点内にも 保全すべき樹林地は多く残っています



図. 緑の10大拠点内の緑地保全制度指定状況 (H23)

▶生物多様性の向上など、緑の質を充実させる ことが必要です



写真左：手入れがされていない森
 写真右：森の維持管理活動の様子

▶「農」とのふれあいを求める市民が 増えています

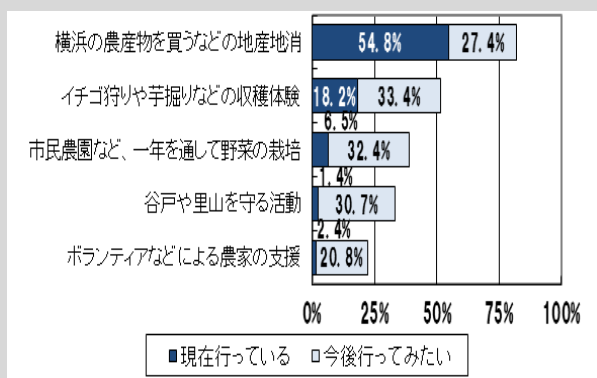


図. 市民が「農」に関して、現在行っていること、
 今後行ってみたいこと
 (横浜の緑に関する市民意識調査：平成24年7月)

▶街の魅力をつくる緑の創出が必要で す



商業・業務ビルの敷地内に緑の空間を設け、
 賑わいの創出につながっている例



第2章 平成26年度以降の緑施策

1 緑施策の方針

施策の理念：みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

施策の理念のもと、平成26年度から平成30年度までの5か年の緑施策展開による目標を、次のとおりとします。

5か年の目標

1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度の指定による樹林地の担保量が増加、水田の保全面積が増加、市街地で緑を創出する取組が進展 など

2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など生物多様性に配慮した取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

この目標の実現に向けて、平成26年度以降の緑施策では、次の3つの施策の柱と、効果的な広報に重点的に取り組みます。施策の体系や具体的な内容は、次頁以降に記載しています。

施策の柱

施策の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

施策の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

施策の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

街の魅力を高め賑わいづくりにつながる緑や地域の緑、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

効果的な
広報の
展開

2 施策の体系

施策の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策

事業

1. 樹林地の確実な保全の推進

① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

2. 良好な森を育成する取組の推進

② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり

③ 森を育む人材の育成

3. 森と市民とをつなげる取組の推進

④ 市民が森に関わるきっかけづくり

施策の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策

事業

1. 農に親しむ取組の推進

① 良好な農景観の保全

② 農とふれあう場づくり

2. 地産地消の推進

③ 身近に感じる地産地消の推進

④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

施策の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

施策

事業

1. 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

① 民有地での緑の創出

② 公共施設・公有地での緑の創出

2. 緑を楽しむ市民の盛り上げを醸成する取組の推進

③ 市民協働による緑のまちづくり

④ 子どもを育む空間での緑の創出

⑤ 緑や花による魅力・賑わいの創出

効果的な広報の展開

3 施策の内容

施策の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

概要

まとまりのある緑の空間は、都市の骨格をつくり、クールスポットであると同時に生物生息の場であり、洪水抑制や避難場所になるなどとして防災・減災にも役立ちます。さらには、樹林地や農地が一体となって横浜らしく美しい景観を形成している地域も存在します。これらを次世代に引き継いでいくため、森のもつ多様な役割に配慮しながら、土地の所有者や地域の住民など、市民・事業者とともにその保全や育成をより一層進めます。



三保・新治地区のまとまりのある森

取組の内容

施策1. 樹林地の確実な保全の推進

- 事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
 (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

施策2. 良好な森を育成する取組の推進

- 事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり
 (1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成
 (2) 指定された樹林地における維持管理の支援
 (3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上
 (4) 間伐材の有効活用

事業③ 森を育む人材の育成

- (1) 森づくりを担う人材の育成
 (2) 森づくり活動団体への支援

施策3. 森と市民とをつなげる取組の推進

- 事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり
 (1) 森の楽しみづくり
 (2) 森に関する情報発信

施策 1. 樹林地の確実な保全の推進

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

市内に残る樹林地の多くは民有地であり、まとまりのある樹林地を保全して次世代に引き継ぐためには、土地を所有する方が、できるだけ持ち続けられるよう支援することが必要です。そこで、緑地保全制度の指定により土地所有者への優遇措置を講じることで、樹林地を保全します。また、土地所有者の不測の事態等による、樹林地の買入れ申し出に対応します。

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

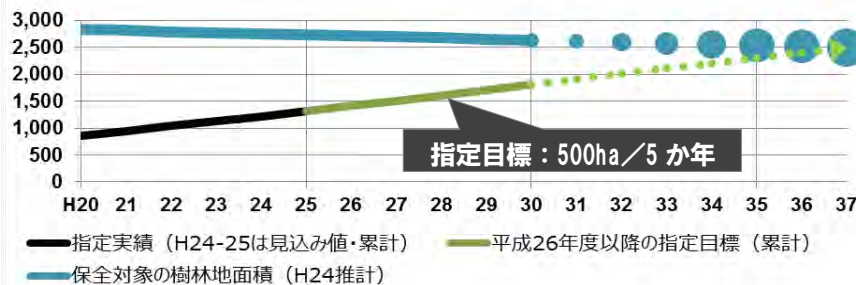
◆緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全

所有者ができるだけ樹林地を持ち続けられるよう、固定資産税の減免などの優遇措置の適用や維持管理などの負担軽減が可能となる緑地保全制度の指定を進め、樹林地を保全します。

樹林地の指定目標：5か年で500haの指定を目指します

平成 21～25 年度までの取組と同様、一定期間を定め、期間の最終時点(※)で残る保全対象樹林地を全て指定することを目標に、平成 21～23 年度の指定実績と同等のペースで指定します。

※これまでの取組により樹林地の減少傾向が鈍化しているため、水と緑の基本計画の目標年次である平成 37 年度末に設定



図：保全対象となる樹林地の面積と平成 26 年度以降の指定目標

◆土地所有者の不測の事態等による土地の買取り

特別緑地保全地区等の指定地で、所有者の不測の事態等が発生し、市へ土地の買入れ申し出があった場合に、市が買取り対応します。

◆保全した樹林地の整備

市民の森において、市民が自然に親しめるような散策路などの整備を行います。また、市が取得した樹林地で柵の設置などの初期整備を行います。



緑地保全制度の指定により保全された樹林地

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	緑地保全制度による新規指定：500ha	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21～23 年度の指定実績、樹林地の減少傾向が鈍化していることを踏まえて設定 市による買取りの想定面積（平成 21～23 年度の実績を踏まえて想定）：108ha

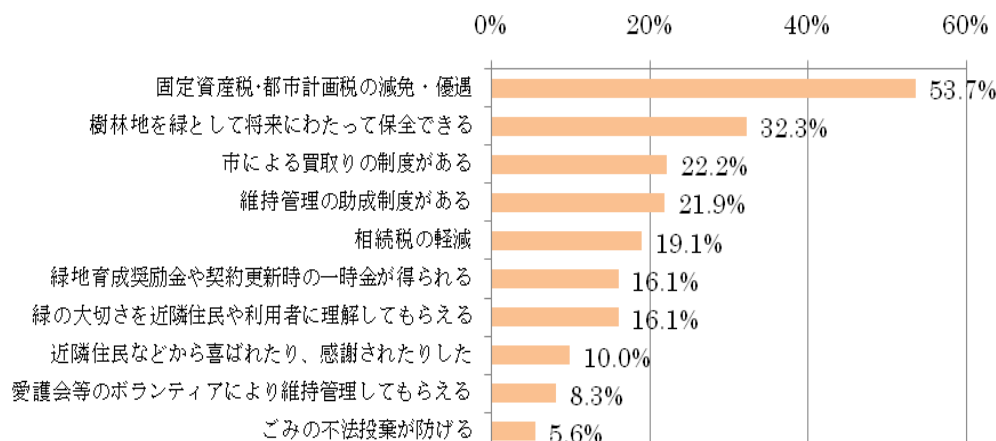
緑地保全制度とは？

緑地保全制度は、樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく制度と条例に基づく制度があり、土地所有者の意向や土地の特性に合わせて制度の指定を進めます。緑地保全制度により指定されると、土地の形質の変更（木竹の伐採、建築など）などに制限を受けます。

表：代表的な緑地保全制度の特徴

制度の名称	根拠法令	特徴	主な優遇措置
特別緑地保全地区	都市緑地法	まとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。	①固定資産税評価額が1/2 ②相続税評価額8割減（課税地目：山林・原野） ③市への買入れ申し出が可能
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内で良好な自然環境を形成する相当規模の緑地を、都市計画により永続的に保全します。	
市民の森	・緑の環境をつくり育てる条例 ・各制度の詳細を定める要綱	所有者の御協力のもと、緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金の交付 ③契約更新時に継続一時金の交付 ④不測の事態等が発生した場合、市が買入れ申し出に対応
緑地保存地区		市街化区域に残る身近な緑地を保全する制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付
源流の森保存地区		市街化調整区域に残る良好な緑地を保全する制度です。	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付

樹林地をお持ちの方に聞きました ～制度の指定を受けて良かったことは～



横浜の緑に関する樹林地所有者意識調査：平成24年8月より

緑地保全制度の指定により、
土地所有上の負担を軽減できます

施策2. 良好な森を育成する取組の推進

事業② 生物多様性・安全性に配慮した森づくり

樹林地の維持管理（森づくり）を行う際の技術指針である森づくりガイドライン等を活用し、生物多様性の保全、利用者の安全性や快適性の確保、良好な景観形成など、森に期待される多様な役割に配慮した森づくりを推進します。また、緑地保全制度の指定を受けた土地を所有する方の維持管理負担を軽減するための支援を行います。

(1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成

◆森づくりガイドライン等を活用した維持管理の推進

市民の森、市有緑地及び都市公園内のまとまった樹林を対象に、維持管理の技術指針である森づくりガイドライン等を活用し、生物多様性の保全や利用者などの安全確保のため、愛護会などと連携して森づくりを推進します。また、散策路などの施設の修繕や維持管理に必要な施設の整備を行います。



森づくりを推進している樹林地

◆保安全管理計画に基づく森づくりの推進

森ごとに具体的な管理の計画を定めた「保安全管理計画」を策定し、愛護会などと連携して森づくりを推進します。

(2) 指定された樹林地における維持管理の支援

所有者の維持管理負担を軽減するため、緑地保全制度により指定した樹林地の外周部などで土地所有者が行う危険・支障樹木の管理作業を支援します。これにより、緑地保全制度の指定を推進します。

(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上

防災や安全面の対策が必要な緑地の法面を対象に、生物多様性にも配慮した法面整備を推進します。

(4) 間伐材の有効活用

チップターの貸し出しなどにより、間伐材の有効活用を推進します。

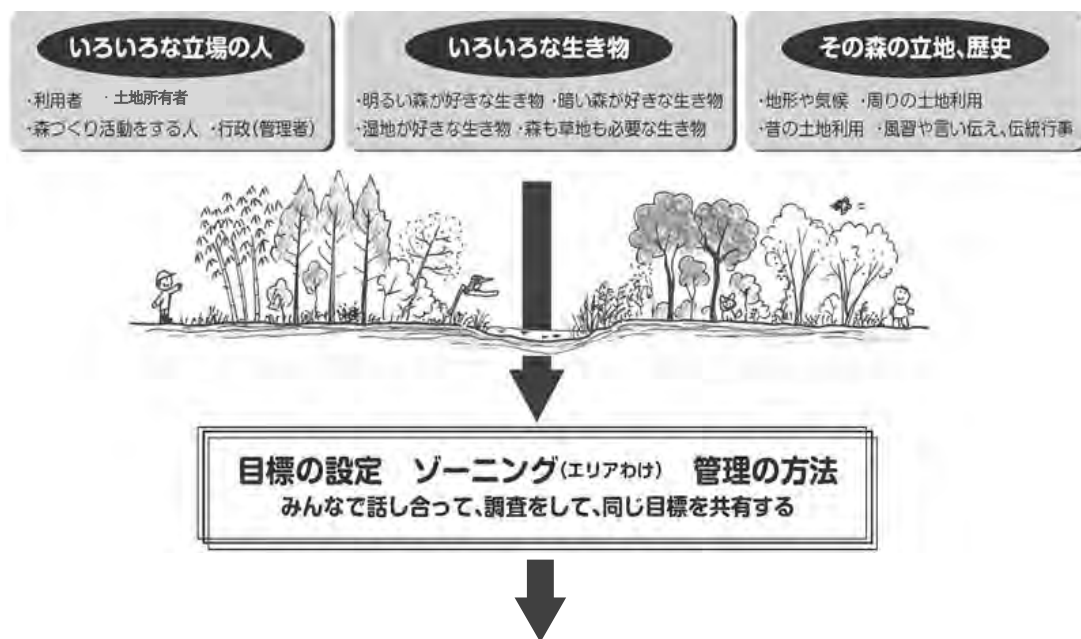
取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	●ガイドライン等を活用した維持管理：推進 ●保安全管理計画の策定：樹林地 15か所 公園 10か所	・都市公園内のまとまった樹林も対象に追加 ・維持管理（森づくり）の対象 樹林地：市民の森、ふれあいの樹林等 公園：35か所
	(2) 指定された樹林地における維持管理の支援	維持管理の支援：650件を想定	・緑地保全制度により新規に指定された樹林地への支援を充実
	(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	法面の整備：10か所	
	(4) 間伐材の有効活用	チップターの貸し出し：推進	・間伐材の活用方法も検討

森づくりガイドラインの活用と保全管理計画

「森づくりガイドライン」は、森の維持管理をするための手法などが整理された技術指針です。「保全管理計画」は、このガイドラインを活用して具体的な管理の計画を定めたものです。

保全管理計画をつくる際には、市民の森等に携わる様々な立場の人（利用者や土地所有者、森づくり活動をする人、行政など）や森のいきもの、地域の文化や伝統なども生かしながら、目標となる森の姿を考えます。これまでに市内 9 か所（平成 23 年度末時点）の樹林地で計画を策定しました。



生物多様性や安全性に配慮した森づくり（維持管理）の実施

森づくりガイドラインは市ウェブサイトで公開しています

多彩な顔をもつ横浜の森

横浜の森は、実に多様な顔を持っています。田んぼや川に水を供給する水源の森や、子どもたちが昆虫を探しにやってくる生き物を育む森、四季折々の花が咲き、爽やかな風が吹き抜ける散策コースなど、いずれの森も、市民の暮らしを豊かにしてくれます。

こうした森を、次世代に引き継ぐための取組を、市民や事業者とも連携しながら進めていきます。



まさかりが淵（戸塚区）



荒井沢市民の森（栄区）



竹細工を体験する子どもたち

事業③ 森を育む人材の育成

市民や事業者と市の協働により森を育む取組を進めるため、森づくり活動に取り組む市民や団体を対象に、活動のための知識や技術に関する研修を実施し、森を育む「人」を育てます。また、森づくり活動を行う団体を対象に、活動に必要な支援を行います。

(1) 森づくりを担う人材の育成

◆森づくり活動団体向けの取組

森づくり活動に取り組む団体のスキルアップにつながる研修を実施します。

- | | |
|-----------|---|
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な知識と安全確保のための研修 ・ 活動のスキルアップを図る研修 ・ リーダーを養成するための研修 |
|-----------|---|



森づくりボランティア養成講座

◆森づくりボランティア(登録者)向けの取組

森づくりボランティアの登録者を対象とした、活動スキルなどを学ぶ研修を開催するとともに、ボランティアが森づくり活動団体へ加入するための橋渡しを行います。また、ニュースレターやウェブサイトを活用し、森づくりに関する情報発信を行います。

(2) 森づくり活動団体への支援

- ・ 森づくり活動などに対する助成
- ・ 森づくり活動に必要な道具の貸出し
- ・ 専門家派遣による団体間の交流や連携、課題解決に向けた支援

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 森づくりを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 森づくり活動団体の育成：推進 ● 森づくりボランティアへの情報発信、広報・PRの充実 	
	(2) 森づくり活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 森づくり活動団体への支援：のべ50団体 ● 公園内のまとまった樹林で活動する公園愛護会への支援：のべ50団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園の樹林で活動する公園愛護会を支援の対象に追加 ・ 支援内容：活動に対する助成、道具の貸出し、専門家の派遣

施策3. 森と市民をつなげる取組の推進

事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり

森に関わる市民の裾野を広げるため、森に関するイベントや講座の開催などにより、市民が森に関わるきっかけを提供します。また、ウェルカムセンターを活用し、森を訪れた市民が、横浜の森について理解を深めることができるような環境整備や情報提供を行います。

(1) 森の楽しみづくり

◆森に関わるきっかけとなる親子で参加できるイベントや広報の実施

区民まつりなど各区での催しに合わせ、森に関わるきっかけとなるイベントや広報活動を展開します。特に、森に関わる第一歩として、親子で参加できるイベントの充実などに取り組みます。

◆自然解説、プログラムリーダーの育成

森を楽しむためのプログラムを自ら企画・運営できる人材を育成するための講座などを開催します。



イベントの様子

(2) 森に関する情報発信

◆市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップ作成

市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップを作成し、市民が気軽に森を訪れ、楽しむ環境づくりを推進します。

◆ウェルカムセンターの運営

ウェルカムセンター5館における展示解説、自然体験や環境学習の機会の提供を、企業のCSR活動などと連携しながら実施し、市民が森について理解を深めるための取組を推進します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1) 森の楽しみづくり	●イベント実施及び広報活動： 180回	イベント・広報は、区民まつり会場、市民の森、市内の緑地で開催（18区で2回/年程度）
	(2) 森に関する情報発信	●ガイドマップ作成：新規に指定された市民の森等を対象に作成 ●ウェルカムセンターの運営：推進	・ウェルカムセンター：自然観察センター、にいほる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センター



施策の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

景観や生物多様性の保全など農地が持つ環境面での役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

概要

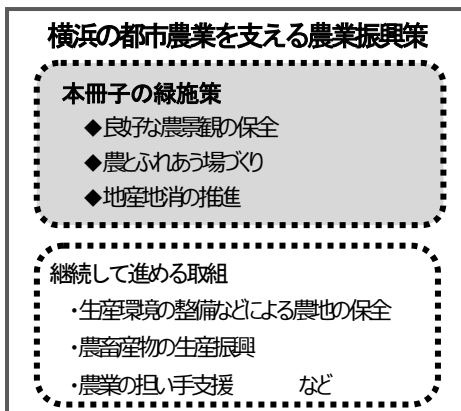
都市に潤いをもたらす横浜の農景観を保全し、次世代に引き継いでいくことが求められています。また、直売所で農産物を購入する地産地消に加え、市民農園で自ら農作物を栽培するなど「農とのふれあい」への市民ニーズが高まっています。

そこで、景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での役割に着目した「良好な農景観の保全」や、「農とふれあう場づくり」、「地産地消の推進」を重点的に展開し、市民が身近に農を感じる場をつくります。

また、横浜の都市農業を支える農業振興策として、本冊子の緑施策とあわせ、生産環境の整備などによる農地の保全、農畜産物の生産振興、農業の担い手支援などの取組も引き続き進めていきます。



谷戸の農景観



横浜市の農業振興策の全体像

取組の内容

施策1. 農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

- (1) 水田の保全
- (2) 特定農業用施設保全契約の締結
- (3) 農景観を良好に維持する取組の支援
- (4) 多様な主体による農地の利用促進

事業② 農とふれあう場づくり

- (1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- (2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進

施策2. 地産地消の推進

事業③ 身近に感じる地産地消の推進

- (1) 地産地消にふれる機会の拡大

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

- (1) 地産地消を広げる人材の育成
- (2) 市民や企業等との連携

施策1. 農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

横浜に残る農地や農業がつくりだす「農」の景観は多様です。農業専用地区に代表される、集団的な農地から構成される広がりのある景観や、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観などが、地域の農景観として多くの市民に親しまれてきました。この農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農家・NPO法人などにより農地を保全する取組を支援します。

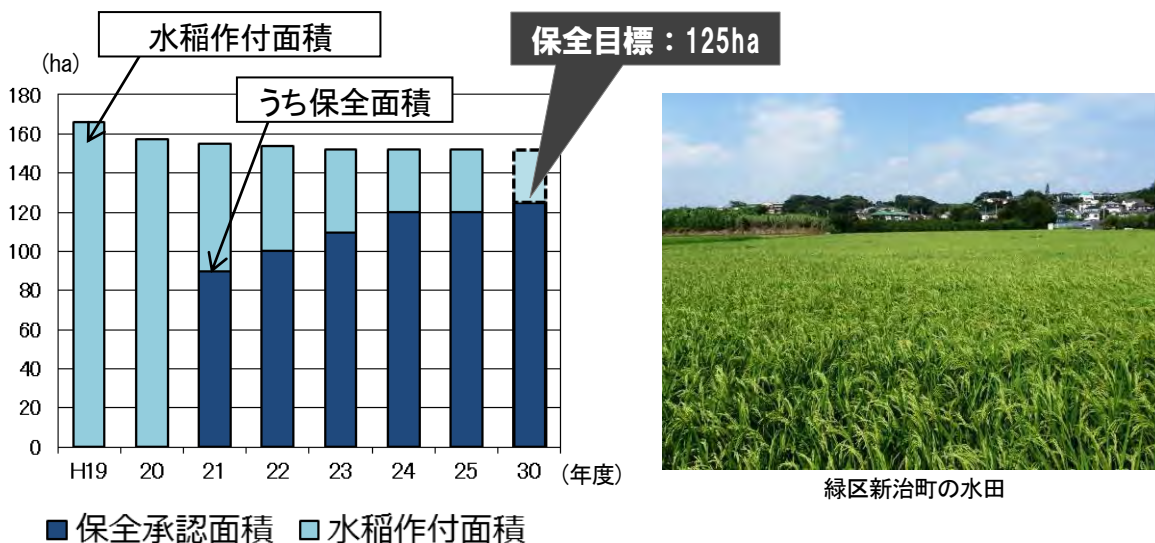
(1) 水田の保全

◆奨励による水田の継続的な保全

土地所有者が水田の保全を継続できるよう、水稻作付を10年間継続することを条件に、奨励金を交付します。

◆良好な水田景観保全のための水源の確保

水田景観を維持するために必要な水源を確保するため、まとまりのある水田のある地区を対象に、井戸の設置を支援します。



グラフ. 水稻作付面積、保全面積の推移
 ※平成24年以降の水稻作付面積は、平成23年の数値を使用しています。

(2) 特定農業用施設保全契約の締結

農地等の保全を10年以上継続することと、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続利用することを条件として、農家の住宅敷地等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、農地所有者の負担軽減と農地の保全を図ります。

(3) 農景観を良好に維持する取組の支援

生物多様性の保全に配慮し、周辺環境と調和した良好な農景観を保全・形成するため、農業専用地区などで地域の農業者が組織する団体の取組を支援します。

支援する取組

- ・まとまりのある農地を良好に保全する団体の活動
- ・農地に隣接する公益施設（道路側溝や水路等）の清掃などにより農地周辺の環境を良好に保全する取組
- ・農地縁辺部に苗木や草花を植栽する取組
- ・生物多様性に配慮した農業用水路の機能を維持する取組
- ・農地から発生する土埃や土砂の流出を予防・解消する取組
- ・地域の団体に共同利用する管理用設備の整備

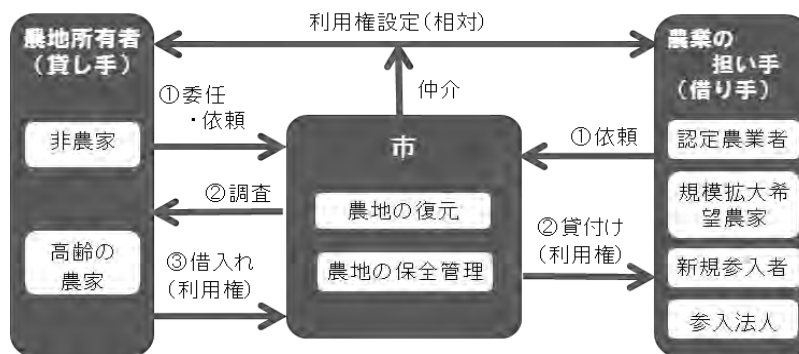


農地縁辺部への植栽事例

(4) 多様な主体による農地の利用促進

農家や農地所有者などからの農地の保全や利用に関する相談に対応し、意欲ある農家や新規に参入を希望する企業・NPO 法人などが、農地を安定的に利用できるよう、農地を長期間（6年以上）貸し付ける農地所有者に奨励金を交付し、農地の貸し借りを促進します。

借り手がなく、遊休化している農地は、市が一時的に借り受けて復元し、農地の利用を希望する担い手に貸し付けることにより、農地の保全を図ります。



農地利用促進の模式図

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 水田の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●水田保全面積：125ha (H30 年度末) ●水源の確保：10 か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：1,000㎡以上の農地を保有し、その農地と農業用施設について10年間継続利用する農家
	(2) 特定農業用施設保全契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> ●制度運用 	
	(3) 農景観を良好に維持する取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●良好に維持されている農地の面積：680ha (H30 年度末) ●田園景観保全のための水路機能の維持：5 地区 ●共同利用設備の整備：25 件 	
	(4) 多様な主体による農地の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●農地の長期貸借により保全されている農地：80ha (H30 年度末) 	

事業② 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を進めるとともに、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、市民が農とふれあう機会を提供します。また、農家と地域住民が協働で地域の農環境を保全する取組など、市民による主体的な活動を支援します。

(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

◆収穫体験農園の開設支援

野菜の収穫や果物のもぎとりなどを気軽に体験することができる収穫体験農園の開設に必要な施設整備を支援します。

◆市民農園の開設支援

<栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、特区農園>

農家から指導を受けることができ、農作業の経験がない人でも栽培から収穫までを楽しめる農園や、利用者が自由に農作業を楽しめる農園など、土地所有者などが農園を開設するための支援を行います。

また、農園の開設・運営に不安や課題を抱える人には、開設・運営のノウハウを持った市民農園コーディネーター（※1）などを活用して支援します。

◆農園付公園の整備

土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を、市が買い取るなどして、市民が農作業を楽しめる農園を主とした都市公園を整備します。



収穫体験農園



市民農園

～様々な農園があります～

気軽に収穫体験			➔		本格的な農作業	
収穫体験農園	栽培収穫体験ファーム	環境学習農園	特区農園	農園付公園		
野菜の収穫や果物のもぎとりを体験できます。	農家の栽培指導のもと、本格的な野菜づくり・農業体験ができます。	児童・生徒などを対象に農家が指導行う農園です。	区画貸しタイプの市民農園。利用者が自由に栽培・収穫できます。			

(収穫)

(———農家の指導付き———)

(———自由に耕作———)

※1 横浜市が主催する研修を受講し、市民農園の開設や運営に必要な知識・技術を身につけ、横浜市が認定した法人

(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進

◆横浜ふるさと村における取組の充実

横浜ふるさと村は、良好な農景観の保全と地域の活性化を目的に、農作物の生産基盤の整備や、樹林の保全活用などにより、市民が自然と農業に親しむ場として整備している地域です。このふるさと村において、農体験教室などを開催し、市民が農とふれあう機会を提供します。



稲刈り体験

◆恵みの里の取組推進

恵みの里は、市民と農とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農のあるまちづくりを進める地区です。この恵みの里において、農景観の保全や農体験教室を開催するとともに、市民と農の交流を通じた地域の活性化を図ります。また、新規地区の指定に向けた取組を進めます。



じゃがいも掘り

◆農ある横浜・あぐりツアー

これまで農に関わる機会が少なかった人など、より多くの市民に横浜の農を知ってもらうため、農業専用地区など市内の生産現場や、市場・直売所などの流通の現場を巡るツアーを開催します。



援農活動の様子

◆農のある地域づくり協定

農家と地域住民の協働活動により、連携して地域の農環境の保全を図る取組を支援します。協定を締結した地域を対象に、援農活動や地域交流活動、景観保全活動などの支援を行います。

◆講座の実施による農体験の場の提供と援農の推進

市民農業大学講座や体験学習講座を開催し、市民が栽培技術などを学ぶ場を提供します。また、援農コーディネーターを活用し、市民農業大学講座修了生による人手不足の農家への支援を推進します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
2	(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	● 様々なニーズに合わせた農園の開設：25.8ha	内訳：収穫体験農園 12.5ha 市民農園 6ha 農園付公園 7.3ha
	(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	● 横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施：500回 ● 農ある横浜・あぐりツアーの開催：20回 ● 農のある地域づくり協定の新規締結：4件 ● 体験学習講座の開催：25回	横浜ふるさと村：寺家、舞岡 恵みの里：新治、田奈、都岡

施策2. 地産地消の推進

事業③ 身近に感じる地産地消の推進

「新鮮な野菜を食べたい」「近所の農家から農産物を買いたい」という市民の声が高まっています。農家もこの市民ニーズに応えるため、多様な農作物の栽培や、加工品の開発に取り組むなどの努力や工夫を重ねていますが、市民からは「いつ、どこに行けば買えるのかわからない」などの声があります。そこで、地域でとれた農産物などを販売する直売所の整備等の支援や、市内で生産される苗木や花苗を配布するなど、地産地消の取組を拡大します。更に、地産地消に関わる情報の発信など、市民が地産地消を身近に感じるための取組を推進します。

(1) 地産地消にふれる機会の拡大

◆直売所等の整備・運営支援

直売所の開設や施設の拡充、地域に古くから伝わる農産物加工品などをつくる施設の整備などの相談に市が応じ、それらの開設や運営の支援を行います。また、イベント的な要素が高く、市民が楽しみながら農産物を購入できる青空市の運営を支援します。



販わう直売所

◆市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出

市内の植木農家や花き農家が生産した苗木や花苗を、市民への配布や公共施設、農地の縁辺部への植栽に活用し、市民が市内産植木や草花に親しめる機会を創出するとともに、「食」だけではなく横浜の農の取組をPRします。

◆情報発信・PR活動の推進

情報誌やパンフレットなどの制作・発行や、ウェブサイトなどを活用したPRをさらに充実します。また、地産地消キャンペーンや横浜ブランド農産物のシンボルである「はま菜ちゃん」を活用したイベントを実施することなどにより、市民が地産地消の情報を得られる機会の拡大を図ります。



食と農の祭典2012

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 地産地消にふれる機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●直売所等の支援：52件、青空市運営支援：25件 ●緑化用植物の生産・配布：125,000本 ●情報発信・PR活動：推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規直売所の開設支援：2件 ・直売所・加工所の施設拡充支援：50件 ・広報紙などの発行：30回 ・地産地消キャンペーンなどのPR活動：20回

地産地消を広げていきます

『地産地消』とは、「その土地で生産されたものをその土地で消費する」ということです。地産地消には、新鮮で美味しく旬を味わえるなど、たくさんのメリットがあります（右図参照）。

横浜市は、県内トップクラスの農業生産額があり、1,000か所以上の直売所や、地産地消に取り組むたくさんの飲食店があることなどから、「地産地消」の取組を更に広げていくことができる環境にあると言えます。

地産地消は、農家や市民、企業など多様な主体の取組により成り立っています。市民や企業などによる地産地消の取組や意識の高まりは、市内産農産物の消費拡大に結び付き、農家の安定した農業経営や農地の保全につながります。

横浜市は、地産地消を進める様々な主体の取組を支え、そのつながりを強化し、横浜における地産地消の取組を広めます。

また、朝市を開くなど、区役所も地域の特徴や強みを活かした「農」に関わる取組を進めています。平成26年度以降の緑施策では、これらの取組を様々な角度からサポートし、大都市横浜の中で地産地消の拡大に取り組んでいきます。

地産地消のメリット

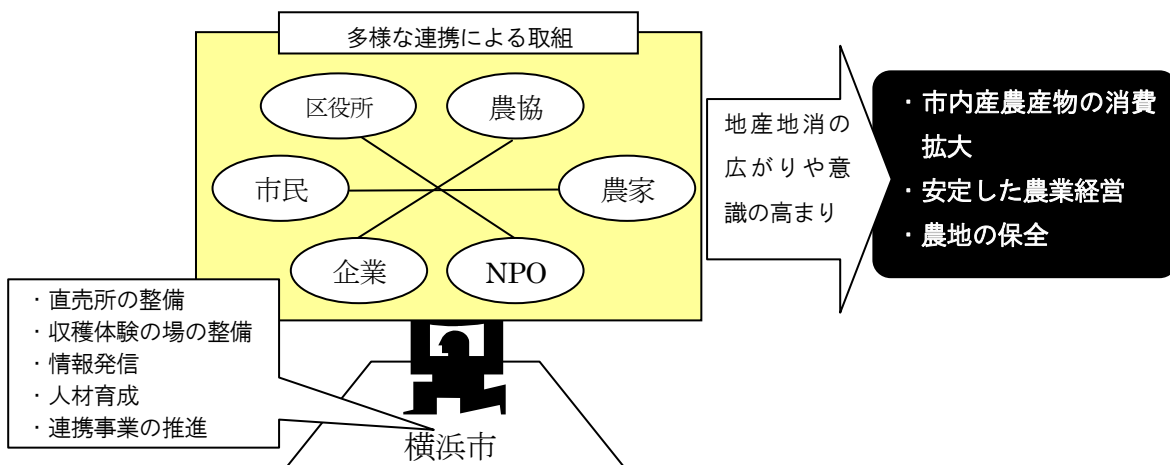


企業等との連携により制作した
横浜の地産地消ガイドブック



都筑野菜朝市（都筑区役所）

横浜市の地産地消の取組と効果



事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

地産地消の取組は、従来から農家が行っている直売所や朝市などでの農産物の販売だけでなく、市民や企業、学校など農業関係者以外の主体が実施する活動へと発展してきています。この動きを更に拡大するため、市民の「食」と、農地や農産物といった「農」をつなぐ「はまふうどコンシェルジュ」などの地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を図るとともに、農と市民・企業等が連携する取組を推進します。

(1) 地産地消を広げる人材の育成

◆はまふうどコンシェルジュの育成

地産地消を広げるはまふうどコンシェルジュの育成講座を開催します。また、コンシェルジュが活動する場や内容を広げるためのフォローアップ研修会の開催や、活動に対する助成により、コンシェルジュの活動を支援します。



はまふうどコンシェルジュ講座

はまふうどコンシェルジュの活動

『はまふうど』とは、横浜の「浜」に、「フード(食べ物)」と「風土」をあわせた言葉で、横浜の「食」「食卓」と「農地や農業、農産物」をつなぐことを意味しています。

横浜市では、『はまふうど』を実践し、広める市民を『はまふうどコンシェルジュ』として育成しています。

平成23年度までに215名の『はまふうどコンシェルジュ』が誕生し、「10歳からの地産地消BOOK」など子どもも楽しめる地産地消に関する本の発行や、農業体験ツアーの主催など、様々な地産地消の取組が進んでいます。

◆直売ネットワーク(※1) 活動支援

直売所における農産物の販売方法やPR方法などを充実させるとともに、直売を行う生産者を対象に、技術研修や先進的な直売所への視察会を開催します。

◆地産地消サポート店(※2)の活動支援

サポート店による地産地消の取組や、店舗・生産者・はまふうどコンシェルジュなどをつなぐネットワークを拡充し、市民の利用を促進するための研修や交流会を実施します。



地産地消サポート店研修会

◆地産地消活動の発表と情報交換の場の設定

地産地消に取り組む市民・企業等の活動の発表や、横浜の農産物を利用したメニューや加工品などの試食・販売会を行う地産地消のフォーラムを、市民・企業と連携して開催します。

※1 JAと連携して進めている市内直売所のネットワーク化

※2 市内産の農畜産物を使ったメニューを提供する飲食店などで横浜市に登録されているもの

(2) 市民や企業等との連携

◆企業等との連携の推進

生産者と企業等を結ぶ仕組みをつくとともに、相談窓口を設置し、地産地消を広げる「農と企業等との連携」のマッチングを行います。

◆地産地消ビジネス創出の推進

市内の中小企業等を対象に、地産地消に関するビジネスを創出するための費用の助成や、相談に応じるなどの支援を行うとともに、新規事業者の発掘・育成を目的とした講座を開催します。

◆学校給食での市内産農産物の利用促進

市内小学校の給食メニューにおける市内産農産物の利用促進や食育の推進を図るため、企業などと連携した小学生による料理コンクールの開催や、「食」と「農」に関わるパンフレットの全校配布などを行います。

子どもたちが考えたメニューが給食に

横浜でとれる「はま菜ちゃん(野菜や果物 30 品目)」を使った新しい学校給食の献立を考える「はま菜ちゃん料理コンクール」は、10 回目となる平成 24 年度は、応募総数 903 点、937 名の小学生がコンクールに参加しました。

書類審査により選出された作品は、子どもたちが実際に調理し、審査員による試食などの審査によって、各賞を決定しました。

右の写真は、第 10 回の入選作品(8 品)の一例です。



おろしすいとんのけんちん汁



オリンピック記念
はま菜ちゃん5色のごま和え

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
4	(1)地産地消を広げる 人材の育成	●はまふうどコンシェルジュの 活動支援：100 件 ●フォーラムの開催：5 回	
	(2)市民や企業等との 連携	●企業等との連携：50 件 ●ビジネス創出支援：25 件 ●学校給食での市内産農産物の 利用促進：推進	



施策の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

街の魅力を高め賑わいづくりにつながる緑や地域の緑、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

概要

都市の緑は、市民に潤いや安らぎをもたらすほか、街の良好な景観形成や賑わい創出、生き物の生息空間となるなどの重要な役割を果たし、都市の魅力を高めます。そうした緑があふれる都市で暮らす豊かさを、市民が「実感」できるような取組が求められています。

そこで、緑のネットワーク形成も念頭に置き、地域特性に応じた「質の高い緑」の創出により、横浜の魅力を高める取組を重点的に推進します。また、地域で緑を育む活動に取り組む市民や事業者を支援することで、市民が主体となる緑のまちづくりを推進します。



季節ごとに異なる風景を楽しめる並木

取組の内容

施策1. 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

事業① 民有地での緑の創出

- (1) 民有地における緑化の助成
- (2) 建築物緑化保全契約の締結
- (3) 名木古木の保存
- (4) 人生記念樹の配布

事業② 公共施設・公有地での緑の創出

- (1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理
- (2) 公有地化によるシンボリックな緑の創出
- (3) いきいきとした街路樹づくり

施策2. 緑を楽しむ市民の盛り上げりを醸成する取組の推進

事業③ 市民協働による緑のまちづくり

- (1) 地域緑のまちづくり

事業④ 子どもを育む空間での緑の創出

- (1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出

事業⑤ 緑や花による魅力・賑わいの創出

- (1) 都心臨海部の緑花による賑わいづくり

施策1. 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

事業① 民有地での緑の創出

緑あふれる魅力的な街をつくるためには、市民や事業者の取組が不可欠です。多くの市民が目にする場所や効果的な場所での緑の創出、生物多様性の向上に寄与する取組や地域で親しまれている名木古木の保存など、緑の創出・保全に積極的に取り組む市民・事業者を支援します。

(1) 民有地における緑化の助成

◆緑化の助成

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める基準以上の緑化を行った事業者に対し、緑化費用の一部を助成します。なお、緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区における公開性・視認性の高い場所での緑化や、生物多様性の向上に寄与する緑化などの効果的な取組に対して支援を充実させます。



屋上緑化（イメージ）

◆維持管理費の助成

緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区における公開性や視認性のある緑化に対し、維持管理費の助成を行います。

(2) 建築物緑化保全契約の締結

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物所有者（管理者）の建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減します。

(3) 名木古木の保存

地域住民に古くから町の象徴として親しまれ、故事、来歴等のある樹木を保存すべき樹木として指定します。また、指定木の維持管理に必要な樹木の診断や治療及びせん定等の維持管理費用の一部を助成します。



指定された名木古木

(4) 人生記念樹の配布

民有地緑化の普及・啓発を図るため、人生の節目の記念に希望した市民に、苗木を無料配布します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 民有地における緑化の助成	緑化の助成：65件	・緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区での緑化に対し支援を充実 ・維持管理費用の助成を新設
	(2) 建築物緑化保全契約の締結	制度運用	
	(3) 名木古木の保存	制度運用	・診断・治療・維持管理に対し助成
	(4) 人生記念樹の配布	40,000本配布	・人生の節目である出生、小学校入学、結婚、住宅の新築・購入などの記念として配布

建築物の新築・改築、開発の際に緑をつくる仕組み

市街地で緑を創出するため、建築物の新築・改築、開発の際に、事業者や建築物の所有者・管理者に緑化の意義や必要性を充分ご理解いただき、法律や条例などに基づいた緑をつくる取組を推進しています。

緑の環境をつくり育てる条例

●建築物緑化協議

建築物の新築、改築などの際に、敷地面積、用途地域及び建築物の区分によって、敷地面積の5～20%以上の緑化指導を行い、緑を創出します。

<根拠> 第9条

●開発事業などに伴う緑地等の保存協定

開発事業等の際に、市と所有者が協定を締結し、良好な緑地を保存します。

<根拠> 第8条

緑化地域制度

横浜市は、住居系用途地域全域を緑化地域として定め、敷地面積 500 m²以上で新築や増築など建築行為を行う際に、敷地面積の 10%以上の緑化を義務づけることで、緑が不足している市街地などにおける緑化を推進しています。

<根拠>

都市緑地法(第35条)

開発事業における緑化

開発事業に対して、緑化又は既存の樹木の保存計画の審査、指導を行い、開発の際に緑を創出します。

<根拠>

横浜市開発事業の調整等に関する条例(第18条)

地区計画における緑化

地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するため、地区ごとに緑化率を定めることができます。緑化率が定められると、地区全体のルールとして規制され、緑化が推進されます。

<根拠>

都市緑地法(第39条)

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(第19条)

特定工場の緑化

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地内の緑地の面積率を定め、緑化を推進します。

<根拠>

工場立地法(第6条)

建築物緑化認定証・緑化認定ラベルの発行

「緑の環境をつくり育てる条例」、「横浜市開発事業の調整等に関する条例」、「都市緑地法」等に基づいて、500m²以上の敷地に建築物を建築する際や開発事業を行う際に、事業者と市が協議を行っています。

緑化の公的な評価を行い、更なる緑化を促していくため、基準以上の緑化を行っていただいた建築物について、建築物緑化認定証と緑化認定ラベルを発行しています。

また、500m²未満の敷地面積や、既に行った緑化についても、協議・申請していただければ、ラベルを発行しています。



事業② 公共施設・公有地での緑の創出

多くの市民が利用する地域の公共施設から率先し、市民が実感でき、生物多様性の向上や地域の良好な景観形成につながる緑を創出します。また、市民が目にする機会の多い街路樹を、良好に育成する取組を拡大します。

(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理

◆緑の創出

各区の主要な公共施設について、緑を充実させる取組を推進します。特に重点的な取組として、再整備を予定している区庁舎などの敷地で、視認性が高く、多くの市民が実感できる緑を創出します。



公共施設の緑（イメージ）

◆創出した緑の維持管理

充実を図った公共施設の緑を良好に維持管理します。

(2) 公有地化によるシンボリックな緑の創出

緑の少ない鶴見、神奈川、西、中、南区などを対象に、多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、緑豊かな公園を整備することにより緑をつくり、街の魅力や賑わいづくりにつなげます。

(3) いきいきとした街路樹づくり

市民が目にする機会が多く、街並みの美観向上に寄与する街路樹を良好に育成するため、せん定などの維持管理を推進します。特に、都心臨海部の街路樹や区の代表的な街路樹については、低木の刈込や除草などの管理をより充実させます。



街に潤いをもたらす街路樹

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 公共施設・公有地での緑の創出・管理	●緑の創出：58か所 ●緑の維持管理：推進	・対象：区庁舎、駅前広場、公会堂、図書館等多くの市民が利用する公共施設 (各区3か所程度+重点施設4か所)
	(2) 公有地化によるシンボリックな緑の創出	緑の創出：5か所	・土地利用転換の機会などを捉えて推進
	(3) いきいきとした街路樹づくり	18区で推進	・都心臨海部の街路樹、区の代表的な街路樹は、より重点を置いて実施

事業③ 市民協働による緑のまちづくり

地域が主体となり、住宅地、オフィス街、工場地帯など様々な街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画実現のための取組を、市民との協働で進めます。

(1) 地域緑のまちづくり

「緑や花でいっぱいの街をつくりたい」という地域の思いを実現するため、計画づくり、花植えや植栽、維持管理など、緑の街づくりに協働で取り組みます。

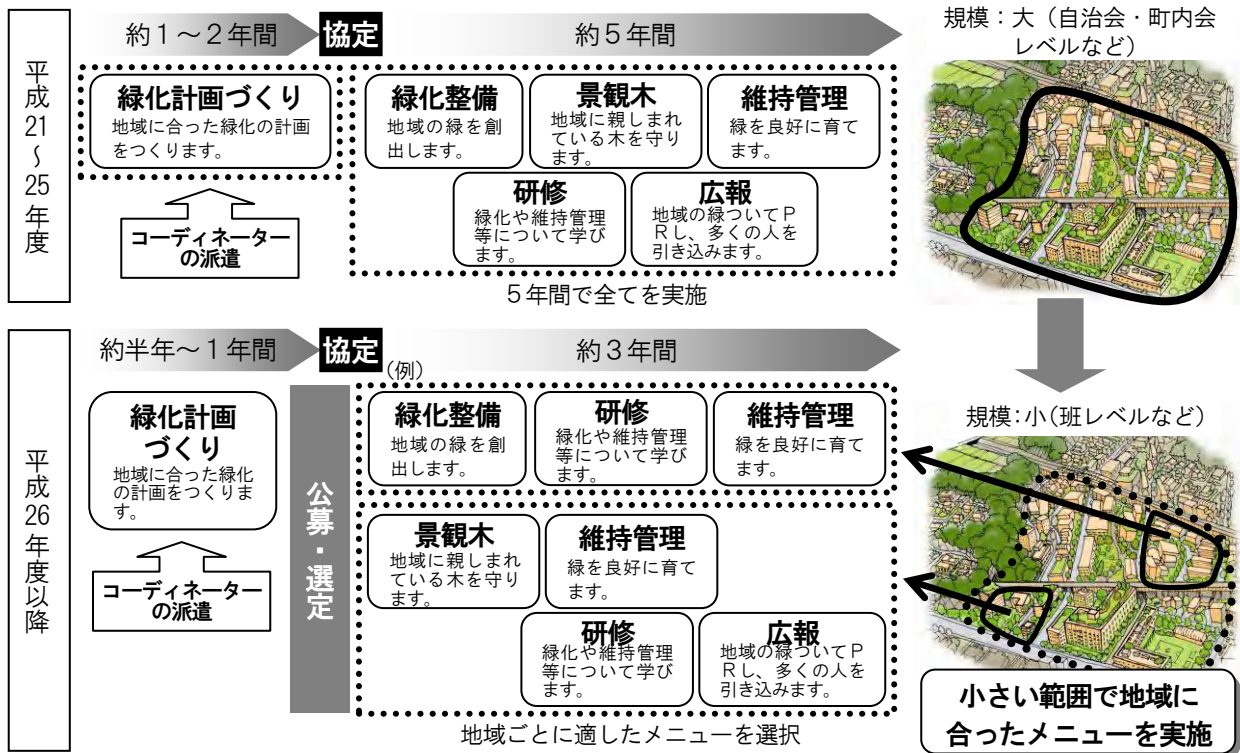
平成25年度までの取組では、町内会や商店街などを主体とする地域での取組を対象としていましたが、ご近所同士や集合住宅の管理組合などでも気軽に取り組めるよう、対象となる区域の規模を小さくするとともに、計画づくりの自由度を高め、幅広く民有地の緑化を支援できる仕組みにします。

また、平成25年度までに地域緑化計画を策定した地区については、継続して整備への支援を行います。



緑化活動の様子

■地域緑のまちづくりの仕組み



取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 地域緑のまちづくり	49 地区	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な地域を対象とできるように制度を改善 ・内訳：新規 30 地区、継続 19 地区（見込み）

施策2. 緑を楽しむ市民の盛り上げりを醸成する取組の推進

事業④ 子どもを育む空間での緑の創出

次世代を担う子どもたちが緑と親しみ、感性豊かに成長できるよう、子どもが多くの時間を過ごす保育園、幼稚園、小中学校を対象に、施設ごとのニーズに合わせた多様な緑の創出・育成を進めます。

(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出

◆緑の創出

子どもを育む空間である保育園、幼稚園、小中学校において、園庭・校庭の芝生化、花壇づくり、屋上や壁面の緑化などを進め、多様な緑を創出します。

◆芝生の維持管理に対する支援

芝生を良好に維持するとともに、芝生化を一層推進するため、芝生の維持管理費の一部を支援します。



緑あふれる子どもを育む空間（イメージ）

子どもを育む空間に豊かな緑があることの効果

自由遊び・創造的な遊びが増える

芝生は子どもの想像力、空想力を刺激し、みんなで遊びを作るというコミュニティ形成にも一役買います。



季節感ある空間で過ごせる

花や実、新緑、紅葉などを通して四季折々の季節の変化を感じ、豊かな感受性を育みます。



のびのび遊べる

転んでも大きな怪我をすることが少ないので、大胆な動きに怖がらず挑戦できるようになり、運動能力の向上などにつながります。



生き物とふれる機会が増える

ピオトープなどで教科書に載っている動植物を身近に体験することができます。生き物や土、水にふれることによって自然を身近に体感できます。



取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	緑の創出 100か所	・芝生化に加え、ピオトープ整備や植栽、花壇づくりも対象とする

事業⑤緑や花による魅力・賑わいの創出

多くの市民が時間を過ごし、国内外から多くの観光客が訪れるエリアである都心臨海部において、来訪者の回遊性向上や生物多様性確保の観点から、エリア内での緑のネットワーク形成に寄与することも念頭に、公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげます。

(1) 都心臨海部の^{りよくか}緑花による賑わいづくり

◆^{りよくか}緑花による魅力・賑わいづくり

みなとみらい 21 地区から山下地区周辺の都心臨海部で、東横線跡地を活用した遊歩道づくりや街路樹の重点的な育成<事業②(3)いきいきとした街路樹づくり>などを通じて緑のネットワークを形成します。

更に、観光資源となっている公園や港湾緑地、文化施設などの公共施設を相互に連携させ、季節感ある緑花による空間演出を集中的に展開し、花と緑のスプリングフェアなどのイベントと合わせて、エリア全体の魅力を高めます。

◆緑花の維持管理

いつ訪れても緑や花で彩られた魅力ある街となるように、緑や花を良好に育てます。



取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
⑤	(1) 都心臨海部の緑花による賑わいづくり	都心臨海部で推進	対象：山下公園やグランモール公園などの都市公園、東横線跡地の遊歩道、港湾緑地、庁舎や文化施設など

緑や花で彩られた美しい街へ

緑や花で彩られた美しい街を訪れ、感動した経験がある方は多いのではないのでしょうか。横浜も、そのような街であることを目指しています。

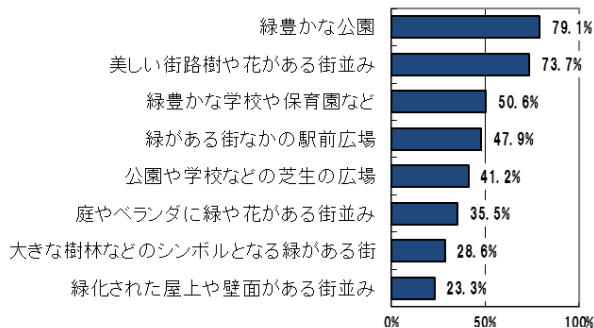
都心臨海部は、多くの市民や観光客が訪れる横浜の顔であり、山下公園や赤レンガパークなどの緑の空間が、その中心的な存在です。

こうした緑の資源を活かし、さらに街の魅力を高めるためには、丁寧な手入れにより緑の空間の質を高めること、緑のネットワーク形成を念頭に新たな緑をつくること、季節の花により空間を演出すること、緑の空間を活用し、賑わいを生み出していくことが有効です。

平成26年度以降の緑施策では、公共空間から率先して、このような緑や花の取組を集中的に展開します。これにより、国内やアジアをはじめ世界中から訪れる人々をおもてなしするとともに、市民の誇りとなる街をつくっていきます。



図. 花や緑により魅力や賑わいの創出を進めるエリア



グラフ. 街なかにどのような緑があったらいいか
(横浜の緑に関する市民意識調査：平成24年7月)

◆平成26年度以降の緑施策で取組むプロジェクト

グランモール公園のリニューアル (Map①)

平成元年にオープンした、グランモール公園を、周辺の街づくりの進展にあわせてリニューアルします。公園の周りには、近年、商業施設やオフィスビルが相次いでオープンし、賑わいも増しています。公園がこうした施設の魅力を高め、みなとみらい21地区全体の賑わいづくりにもつながるような計画づくりを進めています。

東横線跡地の遊歩道化 (Map②)

みなとみらい線開業に伴い廃止された横浜駅～桜木町駅間の東横線の跡地を、横浜都心部の回遊性や魅力を高めるため、遊歩道として整備することが計画されています。この事業において、遊歩道を緑や花にあふれ、魅力や賑わいのある空間として整備します。

緑花による賑わいづくり (エリア全体)

多くの観光客が訪れる山下公園や、観光ルート上にある西洋館などの文化施設を緑と花で彩り、華やかな空間演出を行います。取組に際しては、市民や事業者の協力を得ながら、イベントなどとも連携した取組を展開し、市民全体で緑豊かな美しい街をつくらうとする機運の盛り上げにつなげます。

効果的な広報の展開

施策の内容を、様々な媒体・手法を用いて効果的に市民にお知らせし、理解を深めていただくとともに、緑に関わる活動に参加するきっかけとなる機会を提供します。

具体的な取組

- ・ 広報よこはまやタウン誌での特集
- ・ 自治会・町内会や法人会などを通じたPRや成果報告
- ・ twitter や facebook などのソーシャルメディアによるPRや成果報告
- ・ 事業推進にあわせたPR
- ・ 緑に関するイベントの開催
- ・ 関連イベントを通じたPR
- ・ 電車内広告や各種メディアを活用したPR
- ・ 事業実施箇所での表示など
- ・ 市民の参加登録



多様な媒体を組み合わせて活用

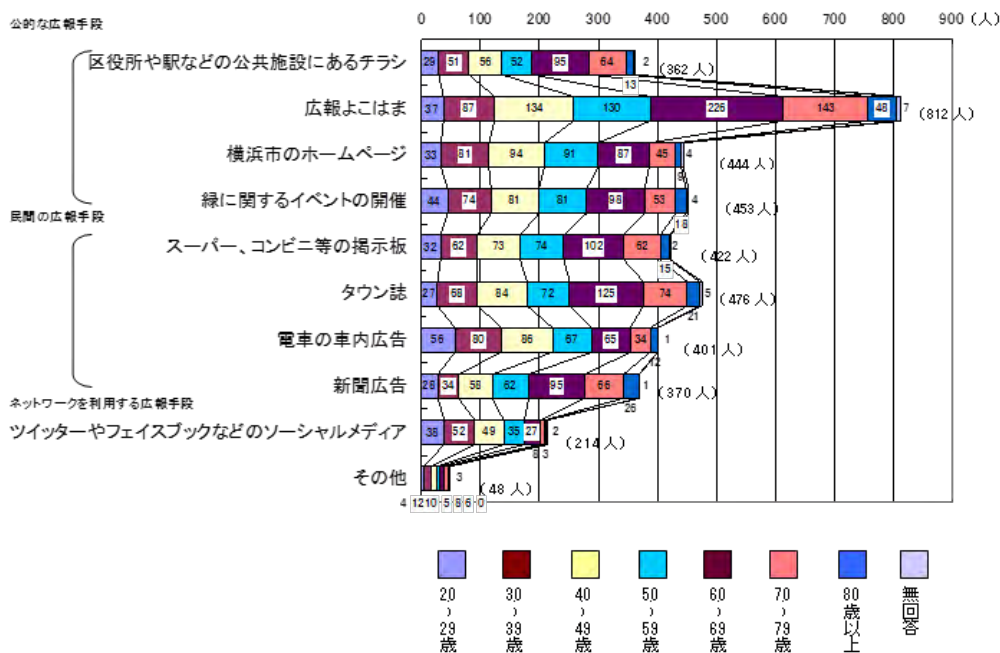


【FMヨコハマでみどりアップを聴こう！】10/29(日)～FMヨコハマ番組内でみどりアップ特集を放送し、組？など、毎日違ったテーマを多彩なゲストがご紹 city.yokohama.lg.jp/kankyo/etc/yo...
21.59.10.28(日)

多様な広報媒体を活用していきます

平成24年に実施した市民意識調査では、行政が用いるべき広報媒体について「広報よこはま」を挙げた方が多く、広報よこはまが、有効な広報媒体として市民に浸透していることが明らかになりました。近年急速に利用者が拡大しているソーシャルメディアを選択した方も全体では2割ほどおり、年齢が低いほど、これを選択した方の割合が高くなっています。

緑の取組を身近に感じてもらえるよう、多様な媒体を組み合わせて活用し、より充実した広報を行います。



4 平成26年度以降の緑施策 取組一覧・取組の展開で実現を目指す横浜の姿

平成26年度以降の緑施策 取組一覧

施策の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

施策1 樹林地の確実な保全の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	緑地保全制度による新規指定： 500ha	・H21-23実績：309.9ha/1,119ha ・平成21～23年度の指定実績、樹林地の減少傾向が鈍化していることを踏まえて設定 ・市による買取りの想定面積（平成21～23年度の実績を踏まえて想定）：108ha

施策2 良好な森を育成する取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
②生物多様性・安全性に配慮した森づくり	(1) 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	●ガイドライン等を活用した維持管理：推進 ●保全管理計画の策定： 樹林地 15か所 公園 10か所	・H21-23実績：計画策定9か所 維持管理421.4ha/1,299ha ・維持管理（森づくり）の対象 樹林地：市民の森、ふれあいの樹林等 公園：35か所
	(2) 指定された樹林地における維持管理の支援	維持管理の支援：650件を想定	・H21-23実績：176件 ・緑地保全制度により新規に指定された樹林地への支援を充実
	(3) 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	法面の整備：10か所	・H21-23実績：9か所/5か所
	(4) 間伐材の有効活用	チップパーの貸し出し：推進	・H21-23実績：チップ化作業支援106回 ・間伐材の活用方法も検討
③森を育む人材の育成	(1) 森づくりを担う人材の育成	●森づくり活動団体の育成：推進 ●森づくりボランティアへの情報発信、広報・PRの充実	・H21-23実績：森づくりボランティア育成123人/250人
	(2) 森づくり活動団体への支援	●森づくり活動団体への支援： のべ50団体 ●公園内のまとまった樹林地で活動する公園愛護会への支援： のべ50団体	・H21-23実績：延べ72団体/250団体 ・都市公園の樹林地で活動する公園愛護会を支援の対象に追加 ・支援内容：活動に対する助成、道具の貸し出し、専門家の派遣

施策3 森と市民をつなげる取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
④市民が森に関わるきっかけづくり	(1) 森の楽しみづくり	●イベント実施及び広報活動： 180回	・H21-23実績：森の恵み塾149回 他 ・イベント・広報は、区民まつり会場、市民の森、市内の緑地で開催（18区で2回/年程度）
	(2) 森に関する情報発信	●ガイドマップ作成：新規に指定された市民の森等を対象に作成 ●ウェルカムセンターの運営：推進	・H21-23実績：ウェルカムセンター整備1か所/5か所 ・ウェルカムセンター：自然観察センター、いはる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センター

<表の説明> 備考欄に記載されている「H21-23実績」は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき実施した事業の実績及び平成25年度までの5か年の目標値を示しています（実績値/目標値）。

施策の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策1 農に親しむ取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
①良好な農景観の保全	(1)水田の保全	●水田保全面積：125ha (H30年度末) ●水源の確保：10か所	・H21-23実績：109.7ha/50ha
	(2)特定農業用施設保全契約の締結	●制度運用	・H21-23実績：71件 ・対象：1,000㎡以上の農地を保有し、その農地と農業用施設について10年間継続利用する農家
	(3)農景観を良好に維持する取組の支援	●良好に維持されている農地の面積：680ha (H30年度末) ●田園景観保全のための水路機能の維持：5地区 ●共同利用設備の整備：25件	・H21-23実績：622.6ha/500ha 農家団体が維持している農地面積の合計：623ha (H23年度末)
	(4)多様な主体による農地の利用促進	●農地の長期貸借により保全されている農地：80ha (H30年度末)	・H21-23実績：32.7ha/70ha
②農とふれあう場づくり	(1)様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	●様々なニーズに合わせた農園の開設：25.8ha	・H21-23実績：13.7ha/31ha ・目標の内訳：収穫体験農園 12.5ha 市民農園 6ha 農園付公園 7.3ha
	(2)市民が農を楽しみ支援する取組の推進	●横浜ふるさと村、恵みの里で農体験教室などの実施：500回 ●農ある横浜・あぐりツアーの開催：20回 ●農のある地域づくり協定の新規締結：4件 ●体験学習講座の開催：25回	・平成25年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施 ・横浜ふるさと村：寺家、舞岡 ・恵みの里：新治、田奈、都岡

施策2 地産地消の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
③身近に感じる地産地消の推進	(1)地産地消にふれる機会の拡大	●直売所等の支援：52件、青空市運営支援：25件	・H21-23実績（直売所整備の支援）：14か所/2か所 ・新規直売所の開設支援：2件 ・直売所・加工所の施設拡充支援：50件
		●緑化用植物の生産・配布：125,000本	・H23実績：9,700本 (H23年度から開始)
		●情報発信・PR活動：推進	・平成25年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施 ・広報紙などの発行：30回 ・地産地消キャンペーンなどのPR活動：20回
④市民や企業と連携した地産地消の展開	(1)地産地消を広げる人材の育成	●はまふうどコンシェルジュの活動支援：100件	・平成25年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施
		●フォーラムの開催：5回	・H21-23実績：事業④取組(2)の内数
	(2)市民や企業等との連携	●企業等との連携：50件	・H21-23実績：6件/15件
		●ビジネス創出支援：25件	・平成25年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施
		●学校給食での市内産農産物の利用促進：推進	・平成25年度までは「横浜みどりアップ計画」以外の事業として実施

<表の説明> 備考欄に記載されている「H21-23実績」は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき実施した事業の実績及び平成25年度までの5か年の目標値を示しています（実績値/目標値）。

施策の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

施策1 市民が実感できる緑を創出する取組の推進

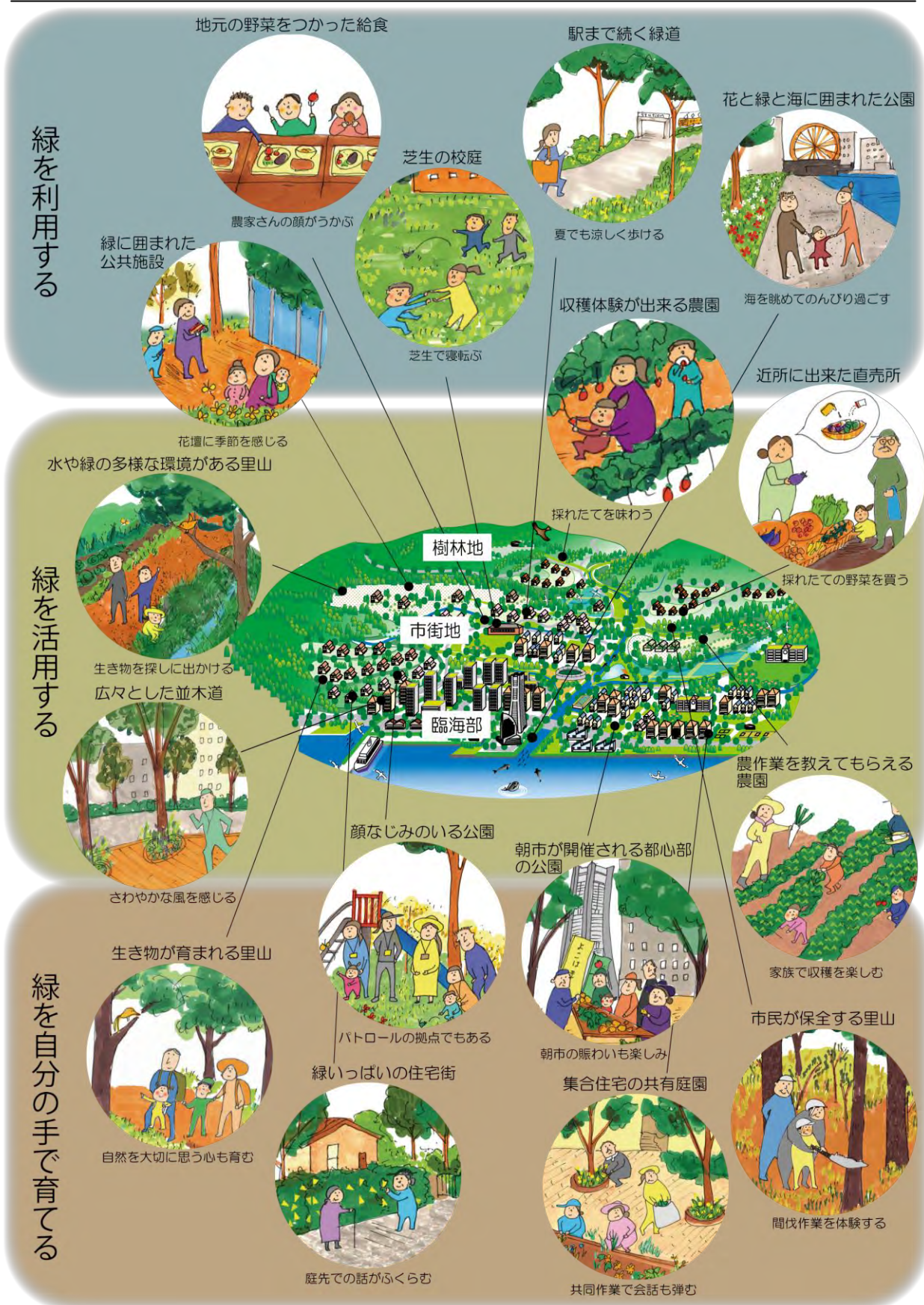
事業	取組	5か年の目標	備考
①民有地での緑の創出	(1)民有地における緑化の助成	緑化の助成： 65件	・H21-23実績：40件（屋上緑化への助成） ・緑の少ない5区での緑化に対し支援を充実 ・維持管理費用の助成を新設
	(2)建築物緑化保全契約の締結	制度運用	・H21-23実績：95件
	(3)名木古木の保存	制度運用	・H21-23実績：78本（助成交付） ・診断・治療・維持管理に対し助成
	(4)人生記念樹の配布	40,000本配布	・H21-23実績：48,723本（イベントなどでの配布を含む） ・人生の節目である出生、小学校入学、結婚、住宅の新築・購入などの記念として配布
②公共施設・公有地での緑の創出	(1)公共施設・公有地での緑の創出・管理	●緑の創出：58か所 ●緑の維持管理：推進	・H21-23実績：公共施設の緑化6.4ha/10ha ・対象：区庁舎、駅前広場、公会堂、図書館等多くの市民が利用する公共施設 （各区3か所程度+重点施設4か所）
	(2)公有地化によるシンボリックな緑の創出	緑の創出：5か所	・新規の取組 ・土地利用転換の機会などを捉えて推進
	(3)いきいきとした街路樹づくり	18区で推進	・H21-23実績：286路線で維持管理を実施 ・都心臨海部の街路樹、区の代表的な街路樹に重点を置いて実施

施策2 緑を楽しむ市民の盛り上がりを醸成する取組の推進

事業	取組	5か年の目標	備考
⑤市民協働による緑のまちづくり	(1)地域緑のまちづくり	49地区	・H21-23実績：12地区/30地区 ・小規模な地域を対象とできるよう制度を改善 ・内訳：新規30地区、継続19地区（見込み）
④子どもを育む空間での緑の創出	(1)保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	緑の創出 100か所	・H21-23実績：のべ98か所 ・芝生化に加え、ピオトープ整備や植栽、花壇づくりも対象とする
⑥緑や花による魅力・賑わいの創出	(1)都心臨海部の緑花による賑わいづくり	都心臨海部で推進	・新規の取組 ・対象：山下公園やグランモール公園などの都市公園、東横線跡地の遊歩道、港湾緑地、庁舎や文化施設など

<表の説明> 備考欄に記載されている「H21-23実績」は、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に基づき実施した事業の実績及び平成25年度までの5か年の目標値を示しています（実績値/目標値）。

取組の展開で実現を目指す横浜の姿～緑とともにある市民の暮らし～



資料編

1

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の評価・検証

市では、平成 24 年 6 月に、それまでの 3 か年の横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の取組についての評価・検証を行い、平成 26 年度以降の緑施策を検討するための基礎資料としました。本節では、その内容から主な部分を抜粋して記載しています。なお、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）3 か年（平成 21～23 年度）の事業・取組の評価・検証」の全文は、環境創造局のウェブサイトに掲載しています。

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)3か年(平成 21～23 年度) の事業・取組の評価・検証について

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）は、平成 21 年度からの 5 か年計画で、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」を施策の柱として、市民への周知・PRを進めながら、さまざまな事業・取組を進めてきました。23 年度までの 3 か年の事業・取組について評価・検証を行いました。

樹林地の保全是、土地所有者の方々の協力を得ながら緑地保全制度の指定を進め、計画以前を大きく上回るスピードで指定を進めてきました。また、指定地での買取希望に対して、みどり税を活用して着実に対応したことで、計画以前より多くの樹林地を取得することができ、永続的な保全が図られました。しかし、5 か年目標に向けてはまだ保全対象の樹林地が多くありますので、継続的かつ効率的な一層の取組が必要です。

農地を守る施策では、水稻作付の支援により、すでに目標を大きく上回る水田の保全を進め、身近に田園風景を見られる環境の保全が図られました。農地の保全について、制度の工夫により農地流動化が大幅に進みましたが、農園付公園の整備は進捗が遅れており、引き続き候補地を拡大することが必要です。

緑をつくる施策では、地域ぐるみでの緑化について、計画づくりの段階から実際の緑化整備の段階に入っており、成果が目に見えるようになりました。公立保育園や小中学校の芝生化を含む公共施設の緑化が順調に進みましたが、民有地緑化の一部で進捗が思わしくなく、さらに事業が活用されるような取組が必要です。

事業費につきましては、計画当初から見込んでいたように、年度ごとに各事業が進むにつれ事業量が拡大し、事業費およびみどり税充当額が増加しています。4 年目である 24 年度には、これまでに横浜みどり税を積み立てた基金を活用することで、事業量・事業費の大幅な増加に対応が可能となっています。

横浜みどり税を安定した財源として活用することで、みどりアップ計画（新規・拡充施策）の取組は大きく進んでおり、これらの成果を実感していただけるよう、さらに事業・取組を展開してまいります。

1 評価・検証の考え方

平成 21 年度から 23 年度までの 3 か年の事業・取組の実績・内容について、以下の考え方により、中間段階での評価・検証を行いました。

(1) 評価の考え方

評価にあたっては、事業・取組の進捗状況について評価をした上で、それらを踏まえて、事業・取組を進めたことで得られた「成果に対する評価」を行いました。

ア 事業・取組の進捗状況についての評価

(ア) 目標に対する進捗状況の評価

各事業・取組について、5 か年目標や計画事業費に対する 3 か年での進捗率や執行率などをお示しし、進捗状況の評価を行いました。

[進捗状況の評価基準] ◎：60%～ ○：40%～60% △：～40%

(イ) 緑の量・質の両面からの評価

緑の総量の維持・向上に対する評価や、計画における「街の姿」「生活のイメージ」に対しての貢献について評価を行いました。

「大都市だけどふるさがある横浜」

- 手入れの行き届かない森から、美しく豊かで安全な森へ
安全で明るく美しい森・森が気軽に楽しめる場として利用・間伐材等の資源が積極的に利活用
- 身近に農がある豊かなくらし
田園風景や谷戸の景観が広がる農地が保全・身近に農を楽しみに集まる市民でにぎわう

「街なかに緑あふれる横浜」

- 緑あふれる市街地
地域ぐるみの緑化・快適な緑あふれる街・公共施設の緑化・子どもたちが芝生を楽しむ機会が増える
- 市街地にあって安らぎをもたらす樹林地、農地
気楽に農に関わる魅力的な農環境が提供・土や緑に触れる潤いのある生活が街中に実現

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）平成 21 年 4 月から抜粋

イ 成果に対する評価

事業・取組の進捗状況についての評価を踏まえ、3 か年の成果に対して評価を行いました。

評価の基準

- ◎：計画を上回る進捗
- ：概ね計画通りの進捗
- △：計画を下回る進捗

(2) 課題と対応

事業・取組の 3 か年の実施状況から、以下の視点で課題と今後の対応について検証しました。

[分析の視点]

- 事業・制度の課題
- 事業実施方法の課題
- 継続の必要性

2 施策の柱ごとの評価・検証

樹林地を守る施策の評価・検証

■ 施策の内容と主な達成目標

緑の多くが民有地であるため、維持管理や相続税など所有者の負担が大きくなっています。

そこで、土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、樹林地においては緑地保全制度の指定を拡大し、原則として、指定・公開された土地を対象に、愛護会やボランティアなど市民力を活かした維持管理を進めるとともに、保全した緑の利活用を図ります。また、相続等やむを得ない事態に際して、特別緑地保全地区等の指定を条件に、緑地の買取りを行います。

【主な達成目標】

緑地保全制度による指定を5か年で大幅に拡大（現在の約830haから約2倍以上）し、一定のまとまりのある保全対象樹林地約2,830haのうち約3分の2を指定することを目指します。（※）

また、保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進めます。

（※）5か年で1,119haの指定を目指す。

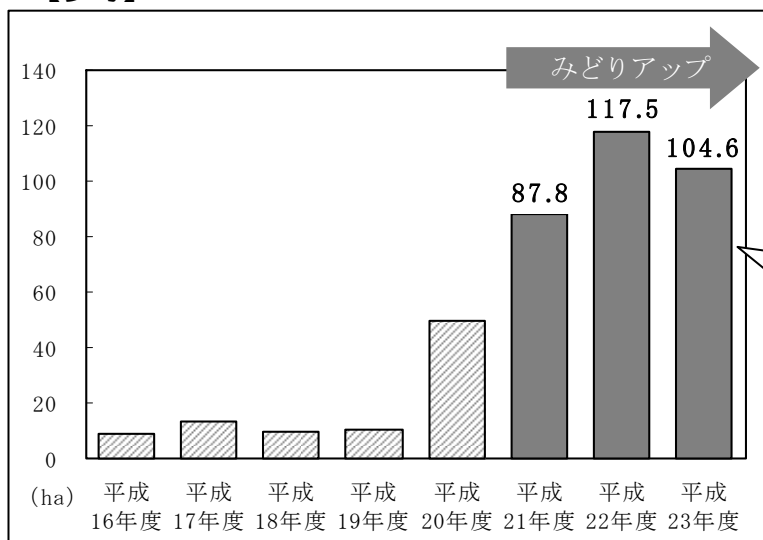
■ 3か年の評価

- 計画では後年度ほど指定量を大幅に増やすこととしているため、3か年実績は、5か年目標の28%にとどまっているが、3年までの計画値に対しては約60%の実績となっている
- 計画以前に比べ、約5倍のスピードで指定を推進した
- 市街化区域で保全が大きく進み、市民に身近な場所での樹林地の保全を進めることができた
- 指定地での買取希望に対しては、みどり税を活用して確実に対応し、取得面積を計画以前より増やすことができたことで、60haを超える樹林地を永続的に保全することができた
- 課税地目山林面積によると樹林地の減少が鈍化しており、緑の総量維持に成果が見られたと考えられる
- 市民の森等で、市民と協働しながら、樹林地の特性に応じた保全管理計画の策定を推進した
- 保全管理計画の策定が進み、樹林地の特性に応じた保全管理のあり方について、活動する市民団体の方々と共通の認識を得ることができ、市民との協働による維持管理が進んだ
- 森の管理を市民協働で行うため、講座等を開催し、森づくりボランティアなど多様な人材育成を推進した
- 様々な団体や施設と連携して体験型事業や環境教育講座等を実施し、多くの市民に参加していただいたことで、市民が森に親しめる機会を増やすとともに、樹林地の魅力や保全の意義について広く啓発・PRすることができた

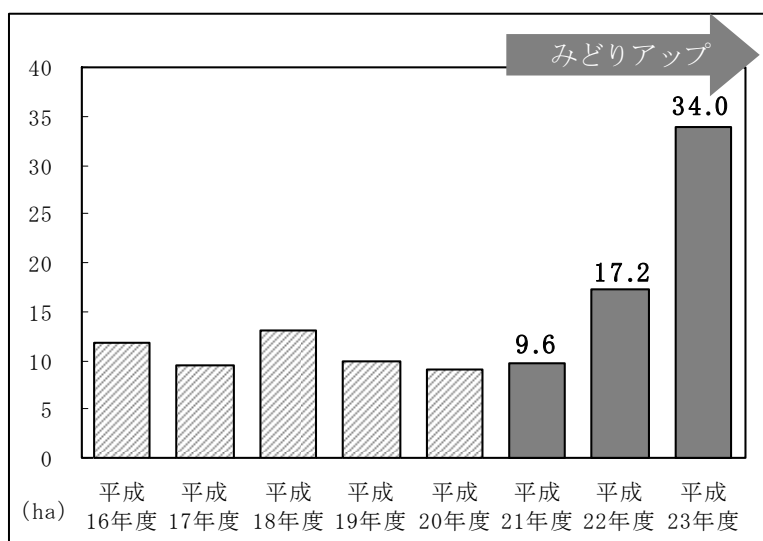
【主な事業・取組の進捗状況】

事業・取組	進捗状況	3か年の評価	5か年目標
12 緑地保全制度による新規指定等買取り対応	309.9ha <延べ約 470 地区> 60.8ha <延べ約 50 地区>	○	1,119ha 計画面積:151ha
4 保全管理計画を策定した市民の森等	9箇所	○	推進
5 森づくりリーダー等育成事業	森づくりボランティア 123 人 森づくりリーダー16 人 はまレンジャー16 人	○	250 人 25 人 25 人
7 森への関心を高める講座	3拠点他で延べ 149 回 約 1 万人参加	○	3 拠点で実施

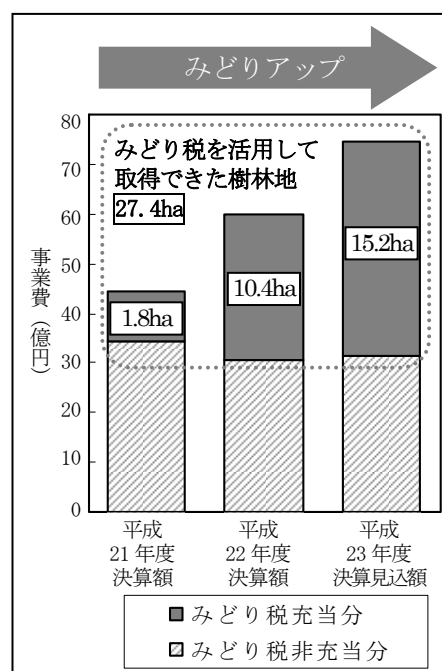
【参考】



緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移



取得した樹林地面積の推移



樹林地取得の事業費の推移

地域別の緑地保全制度の指定実績

	市街化区域	市街化調整区域	合計
5か年目標	69ha	1,050ha	1,119ha
3か年実績	93ha	217ha	310ha

課税地目山林面積の推移（※固定資産概要調書等をもとに集計）

	課税山林面積	減少面積	減少面積の平均
平成16年	2,448 ha	73 ha	55 ha/年 (5か年平均)
平成17年	2,375 ha	51 ha	
平成18年	2,324 ha	61 ha	
平成19年	2,263 ha	52 ha	
平成20年	2,211 ha	39 ha	
平成21年	2,172 ha	20 ha	23 ha/年 (3か年平均)
平成22年	2,152 ha	29 ha	
平成23年	2,123 ha	21 ha	
平成24年	2,102 ha	—	—

みどりアップ

■ 課題と対応

- ・ 樹林地の減少は鈍化しているものの、減少は続いており、5か年の目標に向けてはまだ保全対象の樹林地が多くあるため、継続的な取組が必要である
- ・ 指定の同意が得にくいのは、土地所有者の土地に関する考え方が多様であり、緑の大切さや制度を十分説明しきれていないことや、制度上のインセンティブが少ないことなどが主な原因と考えられる。また、地権者に同意していただいても、隣地との境界確定が不調に終わるなど、諸条件が整わず指定に至らない場合もある
- ・ 引き続き、これまでに働きかけをしてまだご協力いただけない土地所有者へ粘り強く働きかけるとともに、保全制度に関心をお持ちの一定規模以上の土地を所有する方に対し、集中的に電話や訪問による働きかけを実施するなど、さまざまな取組により働きかけを行う
- ・ 維持管理の助成など、指定地の所有者へのインセンティブの拡充について検討が必要
- ・ 指定を進めることで樹林地の減少に対して一定の効果があり、買取対応により永続的な担保が図られていることから、事業の必要性は高いと考えられる
- ・ 担保された樹林地の質の維持・向上のためには、引き続き市民協働による保全管理計画の策定と併せて、維持管理作業におけるフォローが継続的に行われることが必要
- ・ 樹林地の維持管理は、管理量と質の向上に対応する必要があることから、さらに多くの市民との協働を可能とするリーダー育成等の取組の強化が必要
- ・ 森への関心を高め、森づくり活動への自発的な参加の契機とできるよう、これまでの実績や参加者の声などを反映し、より効果的な事業内容を検討し、常に改良を加えながら、事業を実施する必要がある

農地を守る施策の評価・検証

■ 施策の内容と主な達成目標

相続税や固定資産税等の負担、農業従事者の高齢化や後継者がいないことによる担い手不足、農業収入の低迷など、農業を取り巻く状況は深刻になっています。

そこで、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで、農業の活性化を図り、農地を保全します。

また、相続等やむを得ない場合に対して、市民農園用地に適した農地の買取や、一団の優良な農地等のあっせんを行います。

【主な達成目標】

農地の維持継続の支援を図るとともに、優良な農地のあっせん・買取等を行い、従来の取組に加え、5か年で約50haの農地の保全を図ります。

また、市民農園整備等により農への市民参加を進めます。

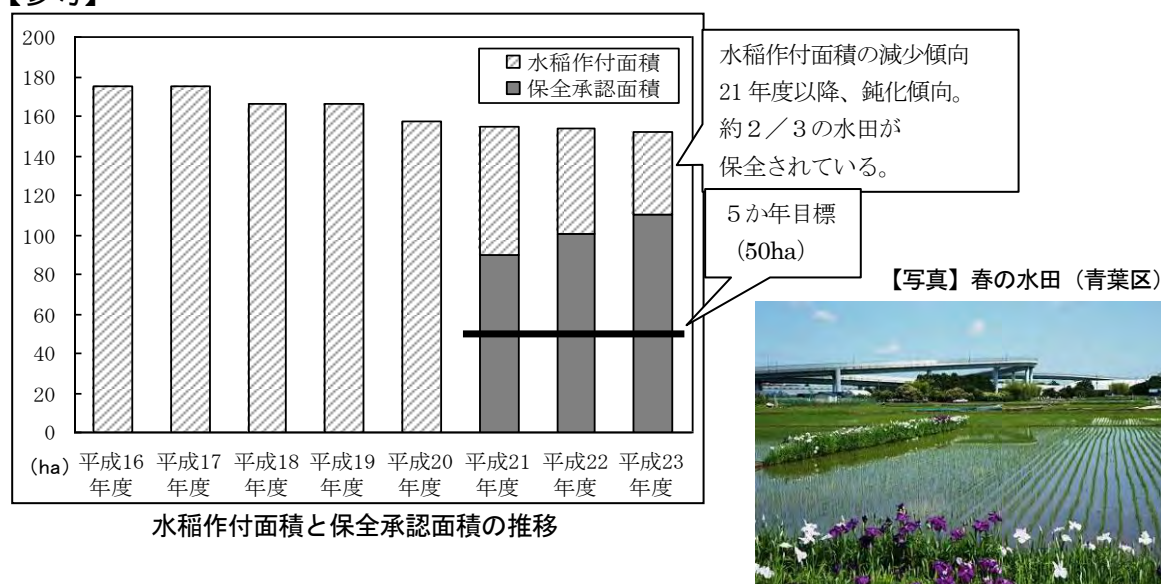
■ 3か年の評価

- 農地の維持継続の支援として、農薬飛散防止ネットの設置などは概ね順調に進捗し、都市の中での営農環境が向上することで、身近な農地の保全に寄与している
- 農業後継者等への支援により経営改善が図られることで、市内産農産物の生産供給が進み、農地の維持継続に貢献した
- 収穫体験ができる農園の整備は、5か年目標に対して5割弱の進捗であるが、事業が浸透する後年度に大幅に拡大する計画になっており、概ね順調な進捗状況である
- 収穫体験ができる農園の整備が進むことで、市民が農を楽しむ場が確保され、農への市民参加が進んだ
- 水田の保全は、事業の趣旨が浸透したことで、21年度から当初目標を大きく上回る進捗状況
- 水田の保全が進んだことで、農地（水田）の減少に対して、一定の抑制効果があったと考えられるとともに、多くの市民の身近な場所で水田の風景が保全されている
- 農地の保全については、農園付公園の整備等は進捗が遅れているが、法改正の機会をとらえた制度の工夫をしたことで、貸借を中心とした農地流動化が大幅に進んだ
- 市が仲介して農地を流動化するとともに、荒廃した農地の復元を行うことで、農地保全が進んだ
- 農園付公園は、候補地の選定と一部で設計が進んだことで具体化が進んだが、引き続き候補地を拡大することが必要

【主な事業・取組の進捗状況】

事業・取組	進捗状況	3か年の評価	5か年目標
27 農薬飛散防止ネットの設置	16.9ha	○	32ha
30 農業後継者等への経営改善支援	161件	◎	100件
19 収穫体験農園の整備	10.4ha	○	23ha
24 水田保全の承認面積	109.7ha	◎	50ha
農地の保全	19.1ha	○	約50ha
15 生産緑地制度の活用	1.5ha	○	制度運用
16 農園付公園の整備	事業推進7箇所・3.4ha うち基本設計3箇所・1.6ha	△	35箇所 7.5ha
32 市民農園用地の取得	事業推進3.4ha うち用地取得0.4ha	△	8ha
33 新規の農地貸借	15.6ha	◎	20ha

【参考】



■ 課題と対応

- ・ 農業後継者の育成では、より多くの農業後継者等の研修に対する奨励が可能となるよう事業内容を見直しており、制度が活用されるよう積極的に働きかける
- ・ 市民の農体験のニーズは高いため、身近な場所で気軽にもぎ取りなどの体験ができる場の拡充は必要と考える
- ・ 水田保全契約奨励事業は、水田を守る手法としては有効であり、また、10年以上の水稲作付を承認の条件としていることから、制度の継続の必要性が高い
- ・ 農園付公園整備事業は、農地を保全しながら、農体験のニーズに対応できる有効な事業であるが、特区農園や収穫体験農園の開設支援などとの整合性の観点から、今後の事業展開について検討する必要がある
- ・ 農地流動化について、市が借り受けた農地の活用や、新たな借り手への円滑な貸し付けの誘導が必要

緑をつくる施策の評価・検証

■ 施策の内容と主な達成目標

市街化区域の緑は、特に、住宅開発などによる減少が続いています。また、中心市街地においては、市民は緑の量、質ともに不十分であるとの認識を持っています。

そこで、都市の環境を和らげ、緑の機能を活かした街とするため、緑を増やす取組を進めます。

【主な達成目標】

市民協働による地域ぐるみの緑化の取組を展開するとともに、民有地や公共施設への緑化を推進（5か年で生垣設置約1km、公共施設緑化約10ha など）します。

■ 3か年の評価

- 地域の実情にあわせた合意形成と計画策定に相当の時間を要することから、計画策定や実際の緑化整備に取り組んだ地区は、5か年目標に対しては目標をやや下回る地区数となっている
- 地域の緑化計画が策定され、その計画に基づく緑化が進んだことで、地域ならではの緑のまちづくりや、緑をテーマとした地域コミュニティ活動が盛んになった
- 地域ぐるみで策定した計画に基づき、緑が不足している都心区で緑化用地の取得など、新たな取組を進めた
- 民有地緑化では、民間保育園・幼稚園の芝生化の申請件数が23年度に減少し進捗がやや遅れるとともに、生垣緑化は助成件数が低調となっている
- 保育園・幼稚園の芝生化など、民有地での緑化が進むことで、街なかに緑が増え、子どもたちが緑に触れる機会が増えているが、さらに制度が広く活用されるよう取り組むことが必要
- 公立保育園の園庭や小中学校の校庭の芝生化など、さまざまな公共施設の緑化に取り組み、計画を上回る進捗状況
- 地区センターや区役所など、市民に身近な施設での緑化が進み、市民がより身近に緑に触れることができるようになったが、さらに緑の少ない都心区での取組が必要

【主な事業・取組の進捗状況】

	事業・取組	進捗状況	3か年の評価	5か年目標
35	地域ぐるみで緑化計画策定に取り組んでいる地区	12 地区	○	30 地区
	計画に基づく緑化の実施	6 地区	○	18 地区
36	民間保育園・幼稚園の園庭芝生化	32 園	△	100 園
	生垣の設置	49m	△	1km
37	公共施設の緑化	6.4ha		10ha
	うち 公立保育園の園庭芝生化 公立小中学校の校庭芝生化	延べ 35 園 延べ 31 校	◎	

【参考】



【写真】 保育園の園庭芝生化の事例
(西区/南浅間保育園)



【写真】 地域で緑化計画を策定し緑化した
公共施設の屋上緑化



【写真】 地域緑化計画策定の様子
(港北区/錦が丘地区)



【写真】 地域緑化計画策定のためのモデル緑化
(中区/みなとみらい2 1新港地区)

■ 課題と対応

- ・ 地域ぐるみの緑化では、区役所や他局事業等と連携し、より効率的な事業実施内容と体制を検討することが必要
- ・ 地域ぐるみの緑化の取組地区数を増やし、広く市民が緑化に親しむ機会をつくるには、これまでの取組地区での成果を広報していくことが必要
- ・ 民有地緑化では、制度がより活用されるよう、さらに維持管理に対する負担感を軽減するような取組が必要
- ・ 緑あふれる街をつくるためには、民有地での緑化推進は必要だが、事業・制度や事業実施方法の課題を分析し、助成内容の見直しとあわせて今後の展開について検討が必要
- ・ 園庭や校庭の芝生化では、施設管理者が緑の維持管理技術を習得できるよう、技術的な支援を拡充する必要がある
- ・ 区庁舎等、視認性が高い公共施設や緑化場所などを選定し、集中的に事業を進める必要がある

3 事業費・横浜みどり税の執行状況

(1) 事業費の推移

(単位：百万円)

施策の柱	平成 21 年度 決算額		平成 22 年度 決算額		平成 23 年度 決算見込額		平成 24 年度 予算額	
	事業費	うち みどり税	事業費	うち みどり税	事業費	うち みどり税	事業費	うち みどり税
樹林地を守る	4,810	(372)	6,413	(883)	7,972	(1,498)	12,378	(2,044)
農地を守る	123	(72)	619	(136)	563	(190)	1,800	(436)
緑をつくる	472	(196)	497	(209)	595	(254)	1,431	(807)
【合計】	5,405	(639)	7,529	(1,227)	9,130	(1,942)	15,608	(3,287)

(単位：百万円)

施策の柱	平成 21 年度～平成 24 年度までの 累積見込額				5 か年計画額	
	事業費	執行率	うち みどり税	執行率	事業費	うち みどり税
樹林地を守る	31,573	66%	(4,796)	(65%)	47,518	(7,403)
農地を守る	3,104	57%	(834)	(67%)	5,455	(1,237)
緑をつくる	2,994	52%	(1,466)	(60%)	5,796	(2,440)
【合計】	37,672	64%	(7,096)	(64%)	58,769	(11,080)

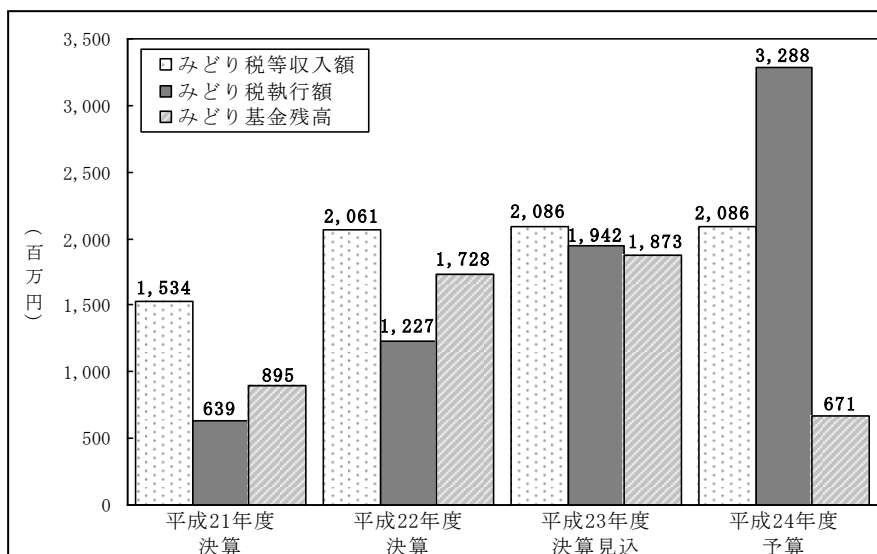
※数値は、端数処理を行っています。

※平成 23 年度決算見込額は、平成 24 年 5 月末現在の数値です。

(2) 横浜みどり税の執行状況

横浜みどり税の収入額・執行額・基金残高の推移

- ・平成 21 年度、平成 22 年度の決算：みどり税収入よりも執行額が少ない
- ・平成 23 年度決算見込：みどり税収入と執行額がほぼ同額
- ・平成 23 年度が終了した時点の基金残高見込：約 18 億 7 千万円



※平成 23 年度決算見込額は、平成 24 年 5 月末現在の数値です。

※平成 24 年度予算の「みどり税執行額」には、予備費百万円を含みます。

※横浜みどり税(収入額)には、基金の運用益を含みます。

4 各事業・取組の評価・検証

3か年の評価の基準

◎：計画を上回る進捗

○：概ね計画通りの進捗

△：計画を下回る進捗

■ 樹林地を守る施策 (P. 12~30)

事業・取組	3か年の評価	事業・取組	3か年の評価
1 緑地保全制度等の拡充	○	8 みどりの夢かなえます事業	◎
2 篤志の奨励制度	△	9 間伐材資源循環事業	○
3 緑地再生等管理事業	○	10 愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	○
4 市民協働による緑地維持管理事業	○	11 ウェルカムセンター整備事業	△
5 森づくりリーダー等育成事業	○	12 特別緑地保全地区指定等拡充事業	○
6 樹林地管理団体活動助成事業	○	13 よこはま協働の森基金制度の見直し	○
7 森の楽しみづくり事業	○	14 国への制度要望	△

■ 農地を守る施策 (P. 31~51)

事業・取組	3か年の評価	事業・取組	3か年の評価
15 生産緑地制度の活用	○	25 かんがい施設整備事業	○
16 農園付公園整備事業	△	26 不法投棄対策事業	◎
17 特定農業用施設保全事業	○	27 環境配慮型施設整備事業	○
18 共同直売所の設置支援事業	○	28 機械作業受託組織育成事業	○
19 収穫体験農園の開設支援事業	○	29 担い手コーディネーター育成・派遣事業	◎
20 食と農との連携事業	○	30 農業後継者・横浜型担い手育成事業	◎
21 施設の省エネルギー化推進事業	◎	31 農地貸付促進事業	○
22 生産用機械のリース方式による導入事業	○	32 市民農園用地取得事業	△
23 集团的農地の維持管理奨励事業	◎	33 農地流動化促進事業	◎
24 水田保全契約奨励事業	◎	34 国への制度要望	○

■ 緑をつくる施策 (P. 52~62)

事業・取組	3か年の評価	事業・取組	3か年の評価
35 地域緑のまちづくり事業	○	39 いきいき街路樹事業	○
36 民有地緑化助成事業	○	40 民有地緑化の誘導等	○
37 公共施設緑化事業	◎	41 建築物緑化保全契約の締結	○
38 公共施設緑化管理事業	△	42 みどりアップ広報事業	○

※事業実績の3か年累計は端数処理を行っています。

2 市民・土地所有者意識調査の結果（概要）

概要

平成 26 年度以降の緑施策を検討するにあたり、平成 24 年 7～8 月に横浜市民、市内に農地や樹林地を所有する方を対象とした意識調査を実施しました。

調査の対象

市民：3,000 人（住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為に抽出した満 20 歳以上の市民）

樹林地所有者：5,332 人（一筆 500 ㎡以上の樹林地所有全員）

農地所有者：3,000 人（1,000 ㎡以上の農地所有者から無作為抽出）

実施期間 平成 24 年 7 月 6 日（金）～平成 24 年 8 月 3 日（金）

回収数 ※（）内は回収率

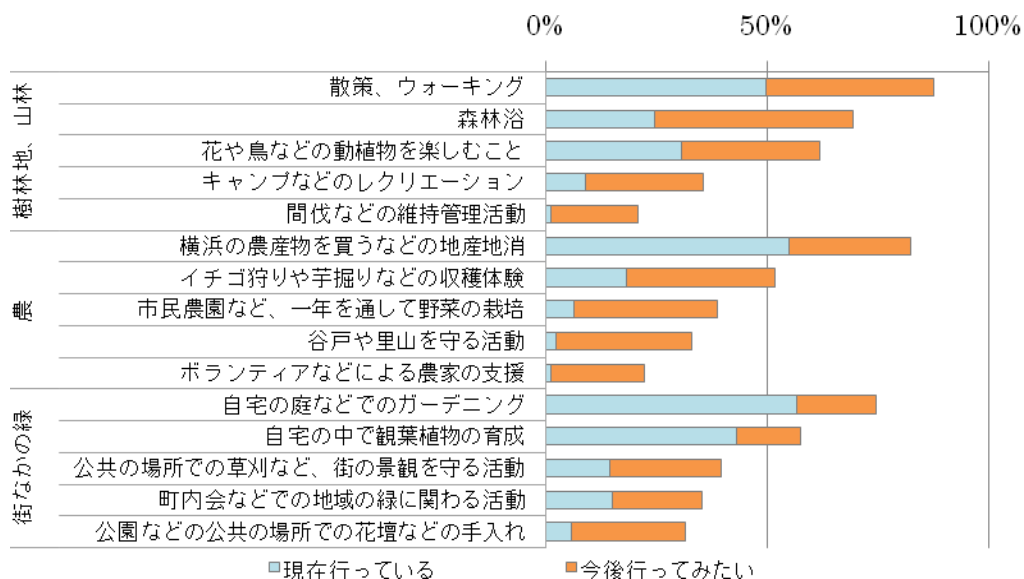
市民：1,173 票（39.1%） 樹林地所有者：1,778 票（33.3%） 農地所有者：1,228 票（40.9%）

市民意識調査の結果

（1）緑との関わりや活動について～緑との関わりに対するニーズが高い

調査の結果から、レクリエーションや地域活動として、緑と何らかの形で関わっている、又は関わりたいと考える市民が多くいることが分かりました。また、「谷戸や里山を守る活動」、「公園などでの花壇などの手入れ」など、公共的な空間で、より積極的に緑と関わる活動に意欲を示す方が、それぞれ 2 割程度存在しています。市民が緑と関わる機会を増やし、市民の力を緑の保全に活かしていくことが重要であると言えます。

◆緑との関わりや活動について、市民が「現在行っていること」「今後行ってみたいこと」

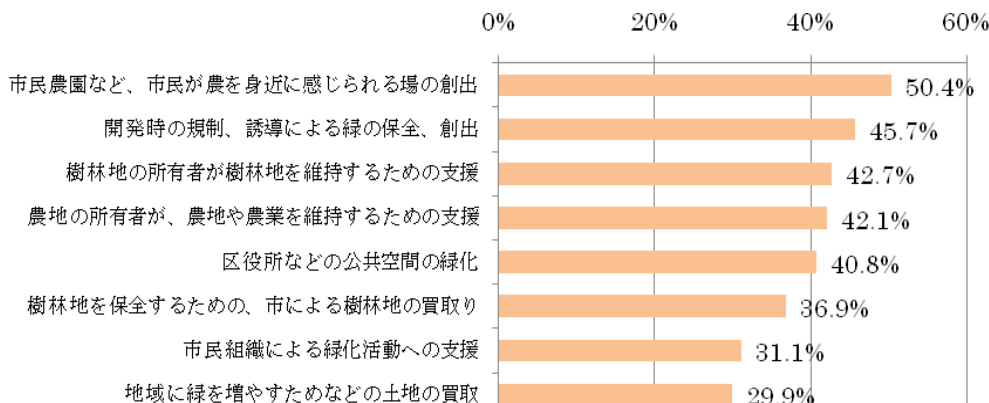


（２）緑に関して行政に求めること

市は緑に関する取組として何をすべきかについて、「市民農園など、市民が農を身近に感じられる場の創出」と答えた方が約５割おり、「農」に関する関心の高さが伺えます。

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の成果を実感したことについては、「市民の森や公園が整備されているのを実感している」という声がある一方、「街路樹の整備や維持管理の頻度が足りないことを実感している」など、保全・創出された緑の維持管理を求める声も多くありました。

◆市は緑に関する取組として、何をすべきか



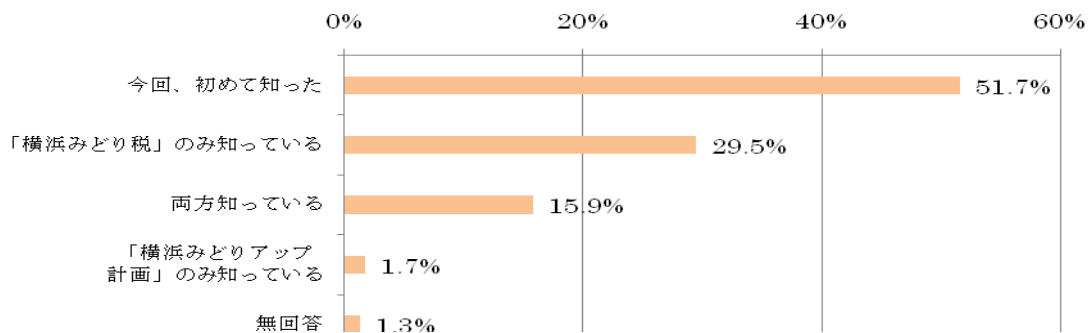
横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の成果を実感したこと（自由意見）

- ・市民の森や公園の整備がされているのを実感している。
- ・学校の野外活動などで、子どもたちが緑にふれあう機会があり、大変いいことだと実感している。
- ・街路樹の整備や維持管理の頻度が足りないことを実感している。
- ・成果を実感できていないので、事業を進めてほしい。
- ・みどり税がどのように使われているかがわからず、実感もない。市民に向けての広報が少ない。

（３）横浜みどりアップ計画の広報について

「横浜みどりアップ計画」「横浜みどり税」については、「今回、初めて知った」という方が約５割いることが明らかになりました。望ましい広報手段については、約７割の方が「広報よこはま」を選択しています。積極的かつ効果的な広報により、市民の認知を上げることが必要だといえます。

◆税や計画の認知度

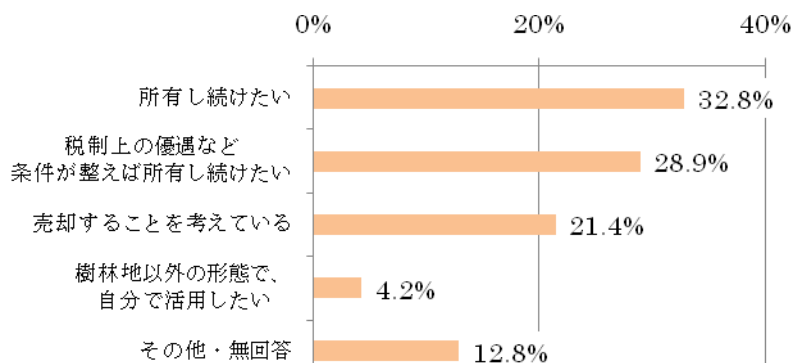


樹林地所有者意識調査の結果

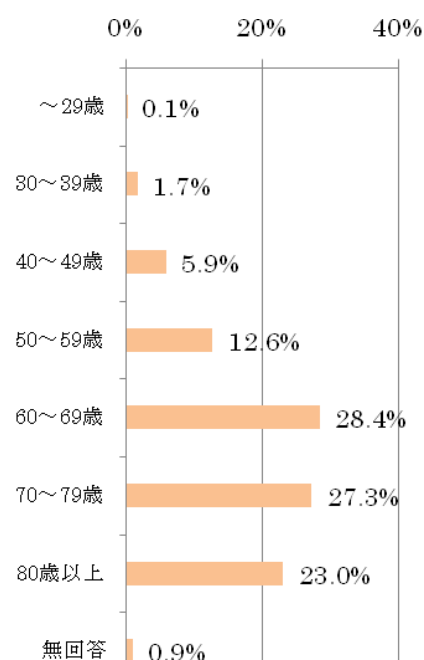
(1) 樹林地の所有について

樹林地の所有について、今後も所有し続けたい、又は税制上の優遇など条件が合えば所有し続けたいとする方が約6割でした。固定資産税等の減免は指定のメリットと認識されており緑地保全制度による指定の継続を継続していくことが求められます。

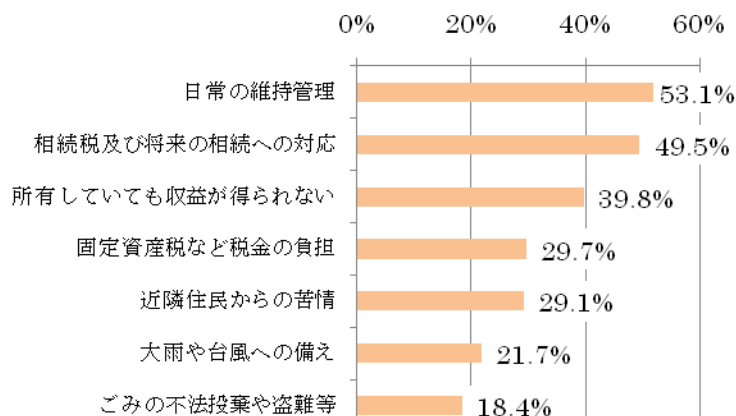
◆樹林地の所有継続意向



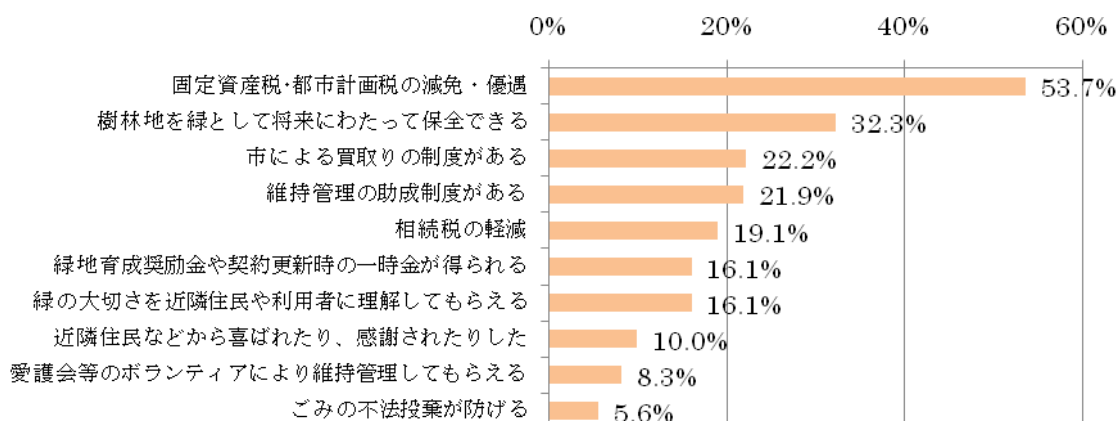
◆所有者の年齢構造



◆樹林地を所有する上での課題

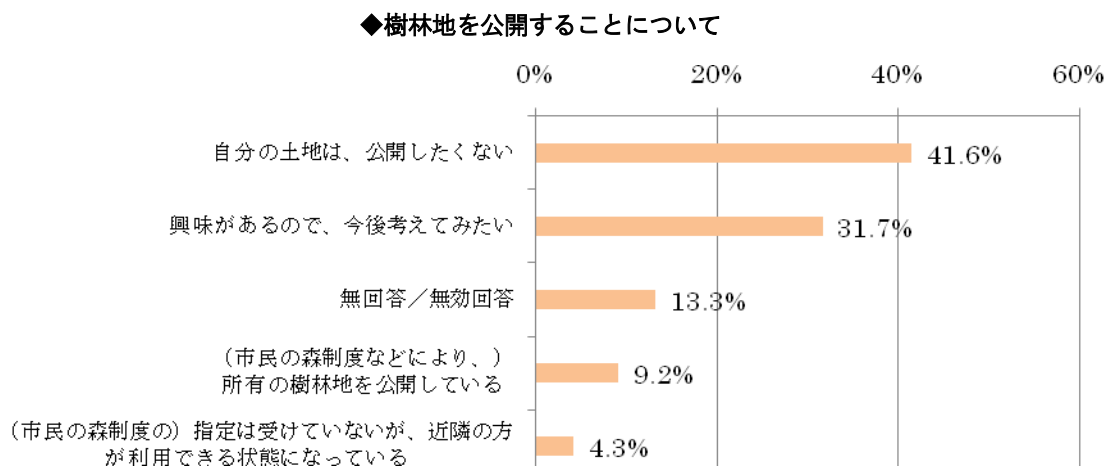


◆制度の指定を受けて良かったこと



(2) 市民との関わり

市民の森として所有する樹林地を公開することについて、公開したくないとする方が約4割いる一方、約3割の方が前向きな回答をしています。このような結果から、散策や自然観察、維持管理など、市民が利用したり、関わったりできる森を増やせる可能性があります。



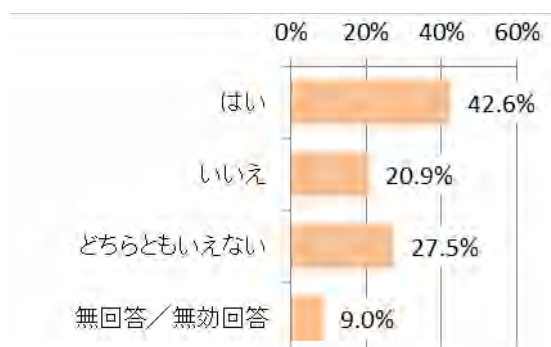
農地所有者意識調査の結果

(1) 今後の営農について

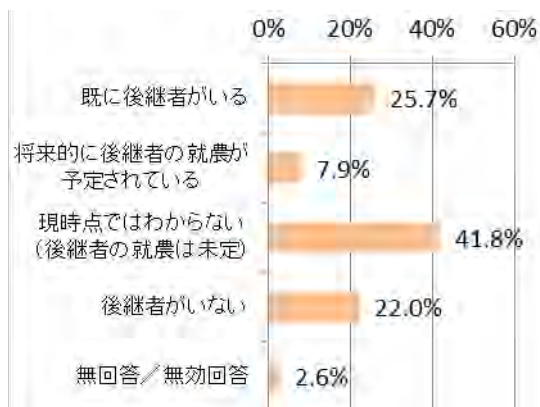
農業を続ける意向のある方は、土地所有者の約4割でした。農業後継者については、約4割の方が「現地点ではわからない」を選択しています。

農業を継続する上での課題としては、約5割の方が「相続税の支払いに不安がある。又は負担が大きい」を挙げています。意欲ある農家の支援の継続や、新たな担い手の育成・支援が必要であると言えます。

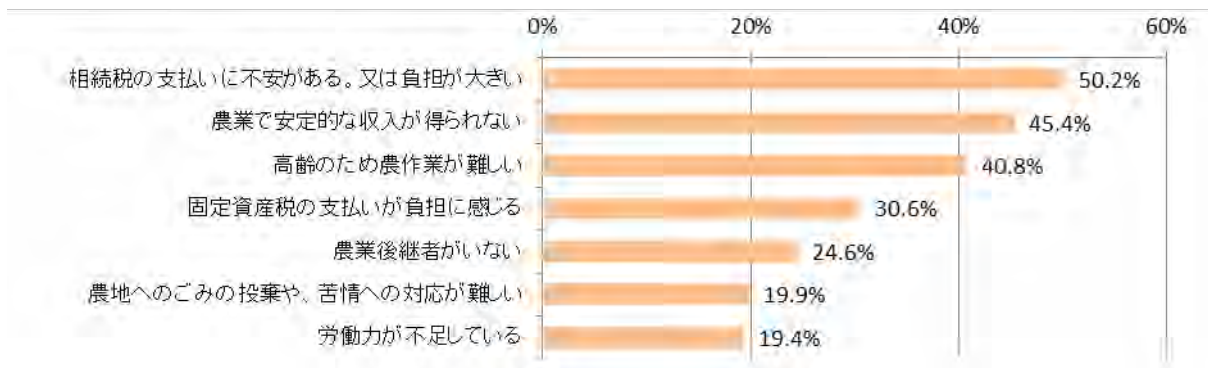
◆農業を継続する意向があるか



◆農業後継者の有無



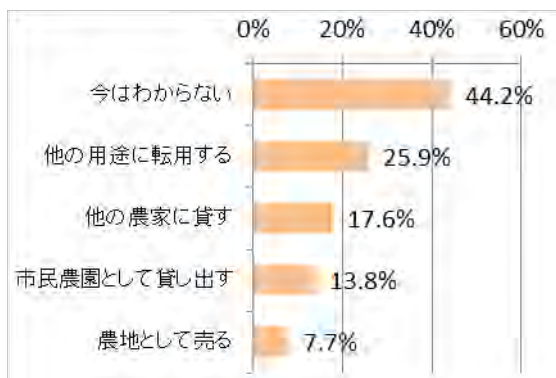
◆耕作を継続する上での課題



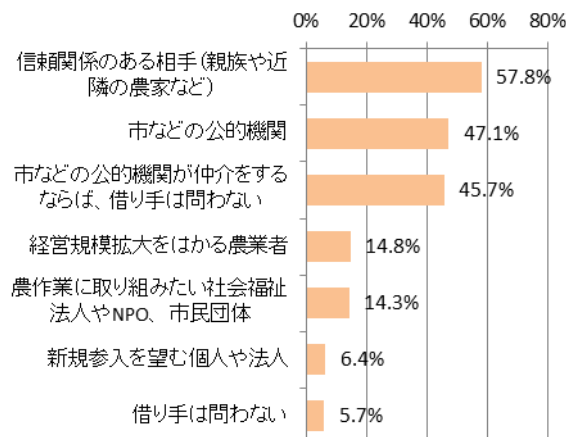
(2) 農地の貸し借りについて

農業を継続する意向について、「意向がない」「どちらともいえない」を選択した方に、耕しきれない農地をどうするか聞いたところ、約3割の方は「他の用途に転用する」と回答しています。また、農地を貸しても良い相手を聞いたところ、約5割の方が「市などの公共機関」と回答しています。転用を防ぐ方策や積極的な農地貸借の促進が必要だと言えます。

◆耕しきれない農地をどうするか
 <設問：農業を継続する意向があるか
 どちらともいえない・いいえ を選択した人>



◆農地を貸しても良い相手
 <農地を貸しても良いと回答した人が回答>

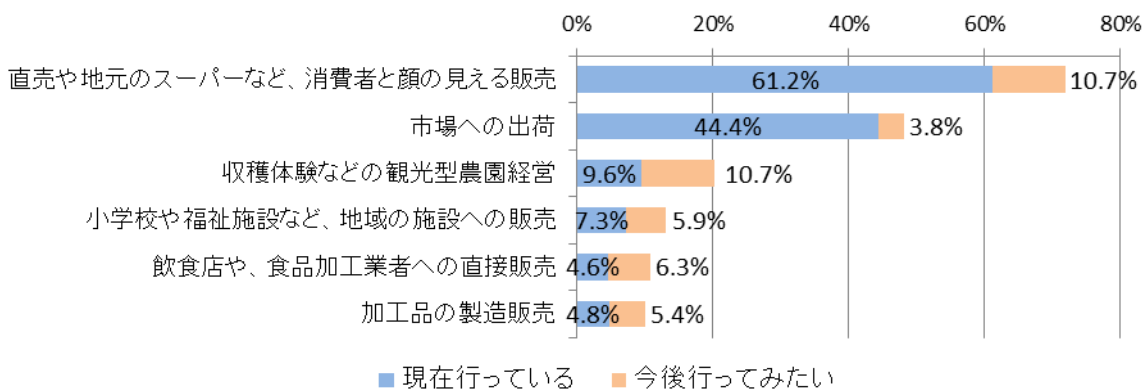


(3) 農業経営や、市民との交流について

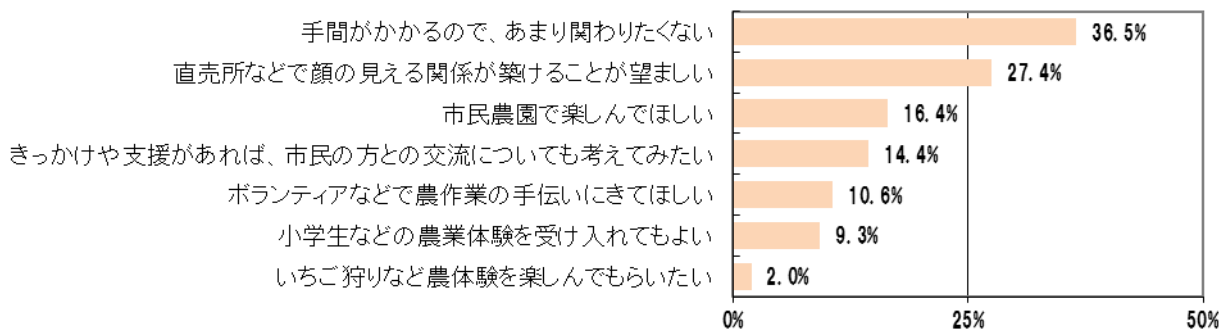
農業経営については、直売やスーパーなど消費者と顔の見える販売を「現在行っている」、「今後行ってみたい」とした方が7割を超えており、都市農業の特徴が表れていると言えます。

市民との交流については、「手間がかかるのであまり関わりたくない」と回答した方が3～4割いる一方、「直売所などで顔の見える関係が築けることが望ましい」と答えた方も多くいました。市民との交流や、市民が「農」に親しむ場を提供することに積極的な農家の支援をしていくことが効果的であると言えます。

◆今後の農業経営について



◆市民との交流について



3 横浜市環境創造審議会からの答申（概要）

平成 26 年度以降に重点的に取り組むべき緑施策について、専門的かつ幅広い見地から検討をしていただくため、平成 24 年 5 月に横浜市長から横浜市環境創造審議会に「緑施策の重点取組について」諮問し、審議会からは 12 月に答申をいただきました。

（1）答申の概要

緑施策の重点取組について

平成 24 年 12 月

- 方向性 1 これまでの取組の成果を継承
- ・ 継続して緑の保全に取り組む
 - ・ これまで継承されてきた歴史や生活文化など地域資源を育む取組を継続する
 - ・ 市民との協働により緑を育む取組を拡大する
- 方向性 2 社会の変化を捉え、緑を活用していく
- ・ 「いざ」という時に対応できる街づくりにつながる緑をつくる
 - ・ 人口減少や高齢化を好機と捉えて緑の保全・創出・活用に取り組む
 - ・ 多様な主体の参画により、変化する価値観・多様なニーズに対応していく
- 方向性 3 地域の特性に応じた美しい緑をつくる
- ・ 緑の「質」を高め、より充実させる
 - ・ 地域の資産価値を高める、シンボルや景観資源となる緑をつくる
 - ・ 地域の歴史や文化、生態系を育む緑を次世代に引き継ぐ
 - ・ 生物多様性や歩行者動線、景観の観点から緑のネットワークを形成する
- 方向性 4 緑を地域コミュニティの核とする
- ・ 市民や事業者の参画を得ながら、緑を通じてコミュニティ醸成

緑 施 策 の 重 点 取 組	まとまりある森を市民とともに守る 森（樹林地）の多様な役割に配慮しながらまとまりある森を重点的に保全、市民・事業者と育む	市民が「実感できる」緑をつくる 街の魅力を高め賑わいづくりにつながる緑を創出、緑を創出・継承する地域主体の取組を支援
	市民と「食」・「農」との関係を深める 市民と食や農との関わりを深める取組、景観など農が持つ環境や文化的価値に着目した取組を展開	地域で長く愛される公園をつくる コミュニティ醸成など公園に期待される役割を高め、地域特性に応じた公園をつくる

・・・重点取組の展開により、緑とともにある豊かな暮らしが実現

（2）検討の経過

平成 24 年 5 月	第 16 回横浜市環境創造審議会開催 諮問、緑施策部会への付託
平成 24 年 6 月	第 1 回緑施策部会開催 緑の現状と緑施策の取組状況について検討
平成 24 年 7 月	第 2 回緑施策部会開催 重点取組の方向性について検討
平成 24 年 9 月	第 3 回緑施策部会開催 部会報告案の検討
平成 24 年 11 月	第 17 回横浜市環境創造審議会開催 緑施策部会から審議会に報告
平成 24 年 12 月	横浜市環境創造審議会から答申

（3）横浜市環境創造審議会「緑施策部会」委員

委員名	役職等	
進士 五十八	東京農業大学名誉教授	環境創造審議会会長
後藤 ヨシ子	横浜商工会議所副会頭	環境創造審議会委員
高梨 雅明	(社)日本公園緑地協会研究顧問	環境創造審議会委員、部会長
池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科教授	専門委員（ランドスケープ）
蔦谷 栄一	(株)農林中金総合研究所特別理事	専門委員（都市農業）

4 市民参加の組織「横浜みどりアップ計画市民推進会議」の運営

平成 21 年度から 25 年度までの計画である横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の推進のため、市民参加による施策・事業の評価及び意見、提案等と、市民の方への情報提供を主な役割とする市民参加の組織「横浜みどりアップ計画市民推進会議」が設置・運営されています。

(1) 委員構成

会議は、学識経験者(5名)、関係団体(5名)、町内会・自治会代表(1名)、公募市民(4名)計15名により構成されています。

	委員名	役職等
座長	進士 五十八	東京農業大学 名誉教授
副座長	薦谷 栄一	(株)農林中金総合研究所 特別理事
	飯島 章	横浜農業協同組合 常務理事
	池邊 このみ	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
	伊藤 博隆	公募市民
	内田 洋幸	元横浜農業経営士会 会長
	川井 啓介	市民の森愛護会連絡会 会長
	佐々木 明男	横浜市町内会連合会 副会長
	清水 靖枝	長屋門公園管理運営委員会 事務局長
	田中 佳世子	公募市民
	中塚 隆雄	公募市民
	望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授
	粕山 民雄	よこはま緑の推進団体連絡協議会 会長
	山口 洋一	横浜商工会議所 事業推進部長
	吉田 洋子	公募市民

(平成 24 年 4 月 1 日時点)

(2) 活動状況

平成 21 年 5 月から平成 25 年 1 月までに、以下の活動を行いました。

- ・ 会議の開催：13 回
- ・ 現地調査の実施：9 回
- ・ みどりのオープンフォーラムの開催：3 回
- ・ 広報誌「濱 RYOKU」の発行：14 回
- ・ 活動報告書：平成 21 年度、22 年度、23 年度の 3 回



広報誌「濱 RYOKU」